

1964年6月23日(第10回目)

1. 固議並びに散会時刻 (午前10時25分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	褒木郎	2番	比嘉	定亮	3番	天久	雄景明昇昌助郎
4番	安次富	盛信	5番	石川	大正繁永	6番	仲里川城	春安
7番	福嶽	徳正	8番	石川	喜得	9番	大宮中	昌助郎
10番	又吉	正弘	11番	石川	喜永	12番	古波	清次郎
13番	伊佐	真得	14番	仲村	寿光	15番	里辰	幸
16番	官里	敏行	17番	伊佐	貞	18番	古波	辰
19番	武島	行男	20番	仲村	盛	21番	里辰	次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 春勝	助役	具屋 真徳	収入役	沢し 安一
総務課長	石川 正穂	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 金喜
経済課長	伊佐 友誠	水道課長	國吉 真義	財政課長	奥里 將俊
建設課長	島袋 昌栄	消防課長	大城 仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者。

局長 宮城 光雄 書記 照屋 賀、島袋 真田、細木啓光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第26. 議案第30号、宜野湾市教 年金贈与条例の制定について
日程第25. 請問第4号、宜野湾市勵奨金交付規程について。
日程第28. 議案第32号、水道賃貸の取得及び売買契約について。
日程第29. 議案第31号、給付額の取扱いに伴う財産の取得について
日程第4. 議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算について。

1964年6月23日(第10日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時25分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	慶太郎	2番	比嘉	定亮	3番	久村	盛雄
4番	安次富	盛信	5番	石川	真英	6番	里川	春安
7番	福嶺	正康	○番	石田	正繁	9番	天仲安	明昇
10番	又吉	正弘	11番	石川	永喜	12番	大宮城	昌助
13番	伊佐	眞得	14番	仲村	寿喜	15番	中里	盛幸
16番	宮里	飯行	17番	伊佐	貞壽	18番	古波藏	清次郎
19番	武島	行男	20番	仲村	盛光	21番		

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝 助役 具屋 真徳 収入役 沢し 安一
総務課長 松川 正義 住民課長 仲村 春信 民生課長 当山 全喜
経済課長 伊佐 友誠 水道課長 国吉 真義 財政課長 岩里 善俊
建設課長 島袋 昌泰 消防団長 大城 仁幸

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 豊・島袋 真田・知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第26. 議案第30号, 宜野湾市敬年金贈与条例の設定について
日程第25. 諒問第4号, 宜野湾市納税奨励金交付規程について。
日程第28. 議案第32号, 水道施設の取得及び売買契約について。
日程第29. 議案第31号, 給水顧客の取得移管に伴う財産の取得について
日程第4. 議案第18号, 1965年度宜野湾市才入才出予算について。

議長～出席 15 名であります、自治法の 53 条によりまして議会が成立致しました。故つて只今より本日の会議を開きます。（午前 10 時 25 分）

議長暫休憩（午前 10 時 26 分）

議長～暫休憩致します。（午前 10 時 26 分）

議長～1番、12番、18番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。（午前 10 時 35 分）

議長～議案第 30 号宜野湾市敬ろう年金贈与条例の設定についてを上掲致します、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

助役～説明致します。本議案の方は提案理由にも示してあります様に、ろう令者に対して敬ろうの意を表すると共に、ろう人福し法の趣旨に基いて市として、ろう令者の方に手を差し延べると云う意味においてこう云う制度を制定したいと思つてはいる訳であります。従来本市においては、去年まで 5 回目の敬ろう会、市主催の敬ろう会を催して居つた訳でありますが、高令者の方を一堂に ~~お集め~~ してもらうと云うことでも良いことではございますが、然し時期的に 9 月まではまだあついこともございまして、又場所的にも、時期的にも、そう云う関係からしまして、どうしても敬ろう会は、どつちかと云えども、ちたい事は山々だが何とかして、これに優るような敬ろうの方法はないものか、そう云ふふうにして今まで考えて来た訳でございまして、それに加えて今 ~~ろう~~ う人福し協議会ですか、この方からもうろう人福しについて、法は出来たものの実際の実施面については計画的に打ち出されていないから何とかして本土並みにやつてもらいたいと云う要請もございましてどうしても本市としまして従来やつて居りました敬ろう会も協議会の方から敬ろうのあり方を改めた方が良いんではないかと云う意見もあつて 65 年度からこの年金制度を制定してろう人福しを図つて見たいと云う趣旨の下に設定したいと思つて提案した訳でありますので、よろしくお願ひいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。（午前 10 時 44 分）

議長～再開致します。（午前 10 時 49 分）

議長～4番議員の出席を報告致します。

1 番～年金の額が 5% となつておりますが、5% 以内とした何か根きよがあ

議長～出席15名であります。自治法の53条によりまして議会が成立致しました。依つて只今より本日の会議を開きます。(午前10時25分)

議長暫休憩致す。(午前10時26分)

議長～暫休憩致します。(午前10時26分)

議長～1番、12番、18番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前10時35分)

議長～議案第30号宜野湾市敬ろう年金贈与条例の設定についてを上提致します。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

助役～説明致します。本議案の方は提案理由にも示してあります様に、ろう令者に対して敬ろうの意を表すると共に、ろう人福し法の趣旨に基いて市として、ろう令者の方に壁の手を差し延べると云う意味においてこう云う制度を制定したいと願つておる訳であります。従来本市においては、去年まで5回目の敬ろう会、市主催の敬ろう会を催して居つた訳でありますが、高令者の方を一堂に会してもらうと云うことでも良いことではございますが、然し時期的に9月まではまだ早いこともございまして、又場所的にも、時期的にも、そう云う関係からしまして、どうしても敬ろう会は、どつちかと云えども、ちたい事は山々だが何とかして、これに變るような敬ろうの方法はないものか。そう云ふふうにして今まで考えて來た訳でございまして、それに加えて今あろう人福し協議会ですか。この方からもろう人福しについて、法は出来たものの実際の実施面については計画的に打ち出されていないから何とかして本土並びにやつてもらいたいと云う要請もございましてどうしても本市としまして従来やつて居りました敬ろう会も協議会の方から敬ろうのあり方を改めた方が良いんではないかと云う意見もあつて65年度からこの年金制度を制定してろう人福しを圖つて見たいと云う趣旨の下に設定したいと思つて提案した訳でありますので、よろしくお願ひいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前10時44分)

議長～再開致します。(午前10時49分)

議長～4番議員の出席を報告致します。

1番～年金の額が5\$となつておりますが、5\$以内とした何か根きよがあ

るか、更に現在本条例を施行した場合の適応年金受領者が何人いるか又向こう数年の予想額ですか、それについてお伺いします。

助 従～5番と云う算定については、別にこれと云う根きよはございませんがこの方は従来敬ろう会を催しております場合の何からしまして、大体1人当たり約2～3\$程度やられておつたんじやないかと思います。然しその場合は今の経費でありまして直接敬ろう会の運営者の方には上げてない訳であります。そう云うことからしまして、予算の方ともにらみ合せて、年5\$程度でも上げなければいけないんじやないかと云う見解で5\$計上してあります。この方は是非5\$でなければいけないんだと云うことではありません。それから例年何からしますと年約100名足らんじやないかと思います。

5 番～この贈与資格は、2条の但書きになつてゐるが、従つて9月15日現在で本市内に3ヶ月以上住所を有する者、これ2つが条件です。するといわゆる敬ろう年金を与えるには、只これだけの条件があればいわゆる与えることになる訳ですか。

助 従～条件としましては、年令を条件としまして住所の方は付帯条件としてあります。

5 番～失礼しました。いわゆる80才以上で、いわゆる3ヶ月以上宜野湾市内に住所を有する方ですか。結局有資格者としての条件は、單に第2条に掲げられた項目だけであります。單純な条件でありますにもかかわらず、第5条に敬ろう年金贈与の決定は前条の申請に基き市長が決定すると云う非常に大げさな文を掲げてあります。9月15日現在において、3ヶ月以上本市に住所を有するか、有しないかの基準はどうして決定しますか。

助 従～この方は結局は住民登録簿によつてやつて行きたいと思います。

5 番～丁度9月15日現在で、とにかく明らかにその住民登録簿に記載、記録がもととなる訳ですか。記録がされてなくとも（いや実は私社5月1日から宜野湾市に居るんだ）と記録されてなくてもです。そう云ふうに本人の申告があつた場合には、それに対してどうする積りか。それに対してどう云うふうな処置をしますか。住民登録はされてないんだが、本人が宜野湾市に実は5月1日から市に来てます。そして現在を現にこうして住んでいます。と云う申告があつた場合にはどうしますか。

助 従～この方は結局は本人の何でござりますのでこれは該当しません。

5 番～結局しないでしよう。あくまでも9月15日現在で3ヶ月以上宜野湾市にいたと云うことは、居たんじやなくて住所があつたと云うことは

るか、更に現在本条例を施行した場合の適応年金受領者が何人いるか又向こう数年の予想額ですか。それについてお伺いします。

助 役～5番と云う算定については、別にこれと云う根きよはございませんがこの方は従来敬ろう会を催しております場合の何からしまして、大体1人当り約2~3\$程度やられておつたんじやないかと思います。然しその場合は今の経費であります直接敬ろう者のろう令者の方には上げてない訳であります。そう云うことからしまして、予算の方ともにらみ合せて、年5\$程度でも上げなければいけないんじやないかと云う見解で5\$計上してありますが、この方は是非5\$でなければいけないんだと云うことではありません。それから例年の何からしますと年約100名足らんじやないかと思います。

5 番～この贈与資格は、2条の但書きになつているが、従つて9月15日現在で本市内に3ヶ月以上住所を有する者、これ1つが条件です。するといわゆる敬ろう年金を与えるには、只これだけの条件があればいわゆる与えることになる訳ですか。

助 役～条件としましては、年令を条件としまして住所の方は付帯条件としてであります。

5 番～尖礼しました。いわゆる80才以上で、いわゆる3ヶ月以上宜野湾市内に住所を有する方ですか。結局有資格者としての条件は、單に第2条に掲げられた項目だけであります。単純な条件でありますにもかかわらず、第5条に敬ろう年金贈与の決定は前条の申請に基き市長が決定すると云う非常に大げさな条文を掲げてありますが、9月15日現在において、3ヶ月以上本市に住所を有するか、有しないかの基準はどうして決定しますか。

助 役～この方は結局は住民登録簿によつてやつて行きたいと思います。

5 番～丁度9月15日現在で、とにかく明らかにその住民登録票に記載・記録がもとになる訳ですか。記録がされてなくとも（いや実は私は5月1日から宜野湾市に居るんだ）と記録されてなくてもです。そう云ふうに本人の申告があつた場合には、それに対してどうする積りか。それに対してどう云ふうな処置をしますか。住民登録はされてないんだが、本人が宜野湾市に実は5月1日から市に来ています。そして現在を現にこうして住んでいます。と云う申告があつた場合にはどうしますか。

助 役～この方は結局は本人の何でございますのでこれは該当しません。

5 番～結局しないでしよう。あくまでも9月15日現在で3ヶ月以上宜野湾市にいたと云うことは、居たんじやなくて住所があつたと云うことは

居たんじやなくて、役所があつたと云うことはその住民登録がずい一根きよになる訳ですか。

助 役～はい、そうです。

5 番～そうであれば別に一々見ええも忙しい市長さんに煩々このものの決定を譲ると云うのは何か他に意味がありますか。それは係がすぐ担当者であるかないかは、或は課長あたりで直ぐ即決できる問題でありますか。

助 役～これは条文上、こう云うふうになつて居りますが、おつしやる通りに仕事そのものは係の方でやりますが、然し市からの賄与でございますので、市長権限にしてある訳です。

5 番～然しこれは第2条の条件さえ具備されて居れば、そしてこの条文による申請手続に依つて、申請すれば、自動的に数ろう年金を支給しなければいかない様なそれは内容であります。結局は申請があつた場合には条件は具備しているかどうか、審査するだけが市の仕事である審査の結果の条件が具備されている時には、別に強いてそこに誤りで得ないはずだが、各課には権限はない訳ですか。それじゃ分りましたそこでその場合の申請の様式でありますが、その他の代理人は出来ない訳ですか。例えば自治会長とか、そう云う役所へのいろんなそう云うふうなもののが頼方は自治会長に頼んでやるのと相当あると思ふんですが、いわゆるその他の代理人ではこの申請は受理されないと解してよいですか。

助 役～出来るだけ扶養義務者に御願いしたいと思って居ります。結局扶養義務者も居ない場合には、同意者でもよいと、その同意者もいない場合にはその都落の自治会長の方に見ていただきなくちやいけないと思います。その方につきましては先程から申上げます通りに手続きそのものが申請のかつ好になる訳であります。役所の仕事として活躍して行きたいと思います。

5 番～数ろう年金はあくまでこれはここに書かれている通りであります。これを申請の場合に本人以外が代理人として申請出来るのは、扶養義務者で同意者。それだけに限つたのは何か意味がありますか。貞操等を具備して居れば申請書も役所に届けると云うことは代理人であれば誰でも良いと思いますが。如何にも難かしいことを年寄の方に実に難かしいこと強いている様な印象を感じますが、数ろう者の方にいわゆることにちゃんと書いてあります様に、福し増進、数ろうと長寿を祝福し、と云つた様な文くがおくんじやないですが、只申請書を出すだけにそしてその申請書が条件を具備しているかどうかは役所に資料はあるんですか。

居たんじやなくて、住所があつたと云うことはその住民登録がずい一の根きよになる訳ですか。

助 役～はい。そうです。

5 番～そうであれば別に一々見ええも忙しい市長さんに業々このものの決定を諮ると云うのは何か他に意味がありますか。それは係がすぐ該当者であるかないかは、或は課長あたりで直ぐ即決できる問題でありますか。

助 役～これは条文上、こう云うふうになつて居りますが、おつしやる通りに仕事そのものは係の方でやりますが、然し市からの贈与でございますので、市長権限にしてある訳です。

5 番～然しこれは第2条の条件さえ具備されて居れば、そしてこの条文による申請手続に依つて、申請すれば、自動的に敬ろう年金を支給しなければいかない様なこれは内容であります。結局は申請があつた場合には条件は具備しているか違うか。審査するだけが市の仕事である審査の結果の条件が具備されている時には、別に強いてそこにはあり得ないはずだが、各課には権限はない訳ですか。それじゃ分りましたそこでその場合の申請の様式でありますが、その他の代理人は出来ない訳ですか。例えば自治会長とか。そう云う役所へのいろんなそう云うふうなもののが頼んでやるのが相当あると想うんですが、いわゆるその他の代理人ではこの申請は受理されないと解してよいですか。

助 役～出来るだけ扶養義務者に御願いしたいと思つて居ります。結局扶養義務者も居ない場合には、同意者でもよいと、その同意者もいない場合にはその都落の自治会長の方に見ていただかなくちやいけないと思います。その方につきましては先程から申上げます通りに手続きそのものが申請のかつ好になる訳でありますが、役所の仕事として活用して行きたいと思います。

5 番～敬ろう年金はあくまでこれはここに書かれている通りでありますが、これを申請の場合に本人以外が代理人として申請出来るのは、扶養義務者で同意者、それだけに限つたのは何か意味がありますか。只条件を具備して居れば申請書も役所に届けると云うことは代理人であれば誰でも良いと思いますが、如何にも難かしいことを年寄の方に笑に難かしいこと強いている様な印象を感じますが、敬ろう者の方にいわゆることにちゃんと書いてあります様に、福し増進、敬ろうと長寿を祝福し、と云つた様な文くがなくんじやないですが、只申請書を出すだけにそしてその申請書が条件を具備しているかどうかは役所に資料はあるんですか。

助 稼～これは条件は結局は申請者がどうであると云うふうなことで条件が決まつているんじやないかと思います。それで先から申上げます様にこの何を限定してありますのは、法体系からして結局は扶養義務者と云うふうにしてある訳で先から申上げますように、そう云う何が該当者がいない場合には自治会長さんあたりが面倒を見なければいかないんじやないかと思う訳であります。

助 役～これは条件は結局は申請者がどうであると云うふうなことで条件が決まっているんじやないかと思います。それで先から申上げます様にこの何を限定してありますのは、法体系からして結局は扶養義務者と云うふうにしてある訳で先から申上げますように、そう云う何が該当者がいない場合には自治会長さんあたりが面倒を見なければいかないんじやないかと思う訳であります。

5 番～第一回は扶養義務者でない者を扶養する場合の申請権
 ラ 番～第4条の本人が申請するものは良いんですが、それ以外に代理人の範囲を扶養義務者でなく同居者に限つたのは他に意味はありませんか
 そういう限定、この条文にしたのは、

助役～この方はですね、代理人ということになれば受領権までも何して来ますので、結局は扶養義務者であつても先ず第1に同居人になつてくるのが意味であります、同居人だけという何ではございません。

5 番～仮りにこの申請書をこの条文に書かれている以外のこれに属しない人
 仮りに自治会長がですね、申請書の提出をいわゆる向こうから頼まれて役所に持つて来た場合には受領して戴けますか。

助役～それは扶養義務者があつてですね、自治会長が代理人になるということは法体系からして一寸まずいんじやないかと思います。

5 番～何故ますいんですか。

助役～結局は受取代理人ということになりますので、

5 番～受取り代理人ですか、いやいや數々う年金をこの条文に従つて自分もこれをもらう資格者である、もらいたいからその申請書を提出することを依頼したんですよ、出したからといって何も、

助役～申請書と申しますのは、その代理申請であるのかですね、申請書をもつて来る人であるのかどうか、

5 番～申請書はですね、当然本人の名前が書かれる親です、だから当然申請人は本人或は又その申請人に代つて代理人として申請する場合もあるかも知れませんが、私がいうのは書類を役所にもつて来る場合ですよ

助役～それは出来ますよ、この場合は代理申請のことですね。

5 番～申請が代理の場合ですか、はい分かりました。

3 番～先提案理由の説明の中に従来やつて居りました年寄りの日に数々う会を催しておりました、それに代るべき数々う年金を支給するんだと、こういう説明でありますたが、従来やつて年寄りの人から相当喜ばれておりました所のあの一堂に年寄りの方をお招きして将来の長寿を賀す祝つてやるという様な催しをやめて年額う事の年金制度に代えるということですね。

助役～そういう意味ではございません、先も申し上げましたのは従来そういうことをやつていたんだが、この方は小範囲の地域であれば、ともかくだ。

5 番～第4条の本人が申請するものは良いんですが、それ以外に代理人の範囲を扶養義務者で然も同居者に限つたのは他に意味はありませんか
そういう限定・この条文にしたのは・

助役～この方はですね、代理人ということになれば受領権までも何して来ますので、結局は扶養義務者であつても先ず第1に同居人になつてくるのが意味であります、同居人だけという何ではございません。

5 番～仮りにこの申請書をこの条文に書かれている以外のこれに属しない人
仮りに自治会長がですね。申請書の提出をいわゆる向こうから頼まれて役所に持つて来た場合には受領して載けますか・

助役～それは扶養義務者があつてですね、自治会長が代理人になるということは法体系からして一寸まずいんじやないかと思います。

5 番～何故まずいんですか・

助役～結局は受取代理人ということになりますので、

5 番～受取り代理人ですか。いやいや敬どう年金をこの条文に従つて自分もこれをもらう資格者である。もらいたいからその申請書を提出することを依頼したんですよ。出したからといって何も・

助役～申請書と申しますのは、その代理申請であるのかですね。申請書をもつて来る人であるのかどうか・

5 番～申請書はですね。当然本人の名前が書かれる訳です。だから当然申請人は本人或は又その申請人に代つて代理人として申請する場合もあるかも知れませんが、私がいうのは書類を役所にもつて来る場合ですよ

助役～それは出来ますよ。この場合は代理申請のことですね・

5 番～申請が代理の場合ですか。はい分りました・

3 番～先提案理由の説明の中に従来やつて居りました年寄りの日に敬どう会を催しておりました。それに代るべき敬どう年金を支給するんだと、こういう説明がありました。従来やつて年寄りの人から相当喜ばれておりました所のあの一堂に年寄りの方をお招きして従来の長寿を賀て祝つてやるという様な催しをやめて年額5万の年金制度に代えると
いうことですね・

助役～そういう意味ではございません。先も申上げましたのは従来そういうことをやつていたんだが、この方は小範囲の地域であれば、ともかくだ

が市一円ということになつた場合にはもち論いらつしやつて戴かれる方にめついてはそういうことになる誤でございますが、いらつしやつて戴ける方は半分にも足らない方である。それからその半分以上の方はどういうふうにやつていくべきかということからした場合には又先申上げました敬ほう会のあり方からして數ほう会の二り方がうし、一堂に会してもらうと又9月25日といえば暑い盛りであると、それからした場合には小地域においてはともかくだが、市一円となるといふ数ほう会をもつということはもつたことはもつたんですが、然ゞれもつて後から何とか良い方法はないもんかということを考えて來た誤であります。あれに代つてこれをやつたということでなしに先も申上げました様にほう人権し法というものは制定されているんだが、只制定されただけでまだ社会的にそういうふうなことがなされてないと、それがの一環としてでもこれを制定したいという誤で先申上げました様に敬ほう会を廃止して、これをやるという意味ではございません。

3 番～じやこの趣旨はよく分りましたが、従来やつておられる数ほう会は今後続行される誤りですか。それともこれに代るべきものでないといわれるんだが、予算措置はとられているというふうに見受けられますが、今年もやられますか。

助 徒～今年の方は別に予算措置はされておりません。

3 番～されてないですか。今年はいわゆる計画はない誤ですね。

助 徒～実施の計画については、本年も持つかどうか、予算はとつてないんですけど、先から申上げます様に直やこれを従来もたれておつたのが廃止して良いかどうかということについては今後の問題として研究して見たいと思います。

3 番～元の説明の中には従来敬ほう会自体とは関係なくして新しくこれは舊し法に基いて制定なされたと思うんですが、実質上はあれに代るべきものとしてこれに代えようというお考えであるのか、予算措置がなければ、やられる意志は今後の問題だといわれておりますが、予算がなければ出来ないという事になる誤ですが、それからいえば結局あれに代るべきものとして解しやすくしてよろしいですか。

助 徒～結實そのものは代るべきものではないんですが、先から申上げる様に敬ほう会のもち方については今後研究したい。

3 番～もちかたですね。

4 番～ほう人の範囲について御説明願います。法的な面から考慮するほう人の定義ですね。

が市一円ということになつた場合にはもち論いらつしやつて載かれる方に〆ついてはそういうことになる訳でございますが、いらつしやつて載ける方は半分にも足らない方である。それからその半分以上の方はどういうふうにやつていくべきかということからした場合には又先申上げました敬どう会のあり方からして敬どう会のあり方からして、一堂に会してもらうと又9月15日といえど暑い盛りであると、それからした場合には小地域においてはともかくだが、市一円となるという敬どう会をもつということはもつたことはもつたんですが、然〆しまつて後から何とか良い方法はないもんかということを考えて来た訳であります。あれに代つてこれをやつたということでなしに先も申上げました様にどう人福し法というものは制定されているんだが、只制定されただけでまだ社会的にそういうふうなことがなされてないと、そぞの一環としてでもこれを制定したいという訳で先申上げました様に敬どう会を廢止して、これをやるという意味ではございません。

3 番～じやこの趣旨はよく分りましたが、従来やつておられる敬どう会は今後続行される積りですか。それともこれに代るべきものでないといわれるんだが、予算措置はとられているというふうに見受けられますが、今年もやられますか。

助 役～今年の方は別に予算措置はされておりません。

3 番～されてないですか。今年はいわゆる計画はない訳ですね。

助 役～実施の計画については、本年も持つかどうか、予算はとつてないんですけど。先から申上げます様に直ぐこれを従来もたれておつたのが廢止して良いかどうかということについては今後の問題として研究して見たいと思います。

3 番～先の説明の中には従来敬どう会自体とは関係なくして新しくこれは福し法に基いて制定なされたと思うんですが、実質上はあれに代るべきものとしてこれに代えようというお考えであるのか、予算措置がなければ、やられる意志は今後の問題だといわれておりますが、予算がなければ出来ないという事になる訳ですが、それからいえば結局あれに代るべきものとして解しやすくしてよろしいですか。

助 役～制度そのものは代るべきものではないんですが、先から申上げる様に敬どう会のもち方については今後研究したい。

3 番～もちかたですね。

4 番～どう人の範囲について御説明願います。法的な面から考慮するどう人の定義ですね。

助 役～~~と~~人といふのは読んで字の通りであると思つておりますが、市の方では諸般の事情からしまして、80才以上といふように記つております。

4 番～~~と~~人といふのはもち暗読んで字の通りであります。然しその範囲といふのがはつきり根拠がなくちやいけないと思います。本市においては80才を限界にしてあります。

助 役～ちがいます。本市において80を限界といふ訳ではなくして、本市のこの~~老~~年金制度においては80以上ということになつておる訳です。

4 番～~~と~~人といふのは普通中年人から考えたら現代において、どの程度が~~老~~人の範囲であるかどうかですね、例えは~~8~~人年金ですか~~8~~令年金ですか、そういうしたものに該当する年令は何才以上であるかですね。

助 役～それは何才以上と定義づける訳にはいけないんじやないかと思いますが、この制度そのものについては本市においては80才以上が適当ではないかとざいこととぞ提案してある訳です。又他の市町村の何からしましても年金制度の採用されておるのはうヶ市町村でございますが、然し~~老~~会とかそういうふうなもちかたもやられておりますので、そういうことからした場合には各々の市町村において年金令の取り決めの方が適つておる様でございまして、年金制度を採用している所においてはほとんどの市町村が80才を採用しております。

16番～1番最後の2の条項でございますが、この条例の制定に當つて、この条例が何か規則、規程等とごちやにした様な条例の制定のような感覚を受けますが、2の条項で（この条例の定めるものを除く他条例に關し必要な事項は市長が定める）となつております。普通条例は議会の議決が必要でございまして、（条例事項に必要な事項は市長が定める）ならこれは条例の制定上當ると思うんです。その見解について蘭朝願います。

助 役～御指摘の通りだと思います。この条項につきましては条例の施行といふふうな何でなければいけないと思います。この方は御指摘していただきしておりますが、そういうふうにしたいと思います。

議 長～暫休憩いたします。（午前1時13分）

議 長～再開いたします。（午前1時25分）

4 番～助役さんにお伺いいたします。市内の各部落の自治会において~~老~~会が盛んになされておりますが、自主的な行事であるし自主的な催し

助 役～どう人というのは読んで字の通りであると思つておりますが、市の方では諸般の事情からしまして、80才以上というふうに記つております。

4 番～どう人というのはもち論読んで字の通りであります。然しその範囲といふのがはつきり根拠がなくちやいけないと思います。本市においては80才を限界にしてあります。

助 役～ちがいます。本市において80を限界という訳ではなくして、本市のこの敬どう年金制度においては80以上ということになつておる訳です。

4 番～どう人というのは普通中年人から考えたら現代において、どの程度がどう人の範囲であるかどうかですね、例えはどう人年金ですかどう令年金ですか、そういうしたものに該当する年令は何才以上であるかですね。

助 役～それは何才以上と定義づける訳にはいけないんじやないかと思いますが、この制度そのものについては本市においては80才以上が適当ではないかとめぐらしくて提案してある訳です。又他の市町村の何からしましても年金制度の採用されておるのは3ヶ市町村でございますが、然し敬どう会とかそういうふうなちかたもやられておりますので、そういうことからした場合には各々の市町村において年金令の取り決めの方が違つておる様でございまして、年金制度を採用している所においてはほとんどの市町村が80才を採用しております。

16番～1番最後の2の条項でございますが、この条例の制定に當つて、この条例が何か規則、規程等とさちやにした様な条例の制定のような感じを受けますが、2の条項で（この条例の定めるものを除く他条例に關し必要な事項は市長が定める）となつております。普通条例は議会の議決が必要でございまして、（条例事項に必要な事項は市長が定める）ならこれは条例の制定上當ると思うんです。その見解について説明願います。

助 役～御指摘の通りだと思います。この条項につきましては条例の施行というふうな何でなければいけないと思います。この方は御指摘していただぎであります。そういうふうにしたいと思います。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時13分）

議 長～再開いたします。（午前11時25分）

4 番～助役さんにお伺いいたします。市内の各部落の自治会において敬どう会が盛んになされておりますが、自主的な行事であるし自主的な催し

ありますので、それについては別に問題はないんですが、あの~~老~~
老え権利行政を執行する面において、各自議会において年令が定めま
であります、今後の老え権利行政を執行する上において、まち
まちで良いかどうか或は或る程度指導助言して統一した方が良いんじ
やないかとの感じも受けますが、それについてお伺いします。どうい
うお考えであるか。

助 後～それにましましては、先から申上げます通り各自議会の自主性にあり
まつより外はないんじやないかと思います。と申上げますのは先から
申上げます様に老え人の年令の制限については一寸各団体によつて違
つて来るんじやないか、違つて来る事情が又出て来るんじやないかと
そういう見解からしまして是非こうじやなければいけないということ
は一寸市としても打出せないんじやないかと思います。

議 長～御になけれども進行いたしました。それで左様の決定をいたしましたが、今度魚
崎さん、この辺の問題でございまして、その中で年令を定めますかね、
長～大変質疑もつきたようであります、本案に対する質疑を訂切ること
に御異議ございませんか、（「ございません」といふ）議題に付けておけ
ます。本件は年令を定めます。年令を定めますと、年令を定めますと、（
（異議なしと呼ぶ））

議 長～御異議がございませんが、左様決定いたしました。それで左様決定いたしましたが、
長～御異議がございませんので左様決定いたしました。それで左様決定いたしましたが、
議 長～では本案に対する討論を求めます、（「行かぬ」といふ）議題に付けておけ
ます。

16番～結論から申上げますと原案に賛成でございます。理由は提案の理由に
よります通り、長寿者を祝賀して今後の権利増強を図りたいという
趣旨でございますが、1つ要望を申上げます。一応条例制定に當ります
では規則細則というのがあつて条例というのがあるべきだと、そ
ういうふうに考えてます。今の場合立前から申しますと条例制定に當つて
資料として規則細則を出して貰くのが当然じやないかと思ひますので
まだ規則細則が出来ていなませんが、そのため早急にそれを作つてどの
条例が十二分に効果ある様にやつていただきたいことを申上げまして
原案に賛成いたします。

議 長～外にありませんか、なければ討論を訂切りたいと思ひ御了承していただ
き（（異議なしと呼ぶ））

議 長～御異議がございませんので左様決定いたしました。

議 長～では議案第30号、宜野湾市老え人年金の設定についてを表決に付し
ます。

議 長～原案に御異議ございませんか、（「ございません」といふ）議題に付けておけ
ます。

でありますので、それについては別に問題はないんですが、あの歳ど
う人福し行政を執行する面において、各自治会において年令がまちま
ちでありますが、今後のどう人福し行政を執行する上において、まち
まちで良いかどうか或は或る程度指導助言して統一した方が良いんじ
やないかとの感じも受けますが、それについてお伺いします。どうい
うお考えであるか。

助役～それにつきましては、先から申上げます通り各自治会の自主性にあり
まつより外はないんじやないかと思います。と申上げますのは先から
申上げます様にどう人の年令の制限については一寸各団体によつて違
つて来るんじやないか。違つて来る事情が又出て来るんじやないかと
そういう見解からしまして是非こうじやなければいけないということ
は一寸市としても打出せないんじやないかと思います。

議長～他になければ進行いたします。

議長～大対質疑もつきたようですが、本案に対する質疑を打切ること
に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では本案に対する討論を求めます。

16番～結論から申上げますと原案に賛成でございます。理由は提案の理由に
もあります通り、長寿者を祝福して今後の福し増進を図りたいという
理由でございますが、1つ要望を申上げます。一応条例制定に当ります
ては規則細則というのがあつて条例というのがあるべきだと、そ
ういうふうに考えます。今の場合立前から申しますと条例制定に當つて
資料として規則細則を出して載くのが当然じやないかと思いますので
まだ規則細則が出来ていなませんが、早目にそれを作つてこの
条例が十二分に効果ある様にやつていただきたいことを申上げまして
原案に賛成いたします。

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思います。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では本案第30号、宜野湾市どう人年金の設定についてを表決に付し
ます。
原案に御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので原案通り可決決定いたします。

議長～質問第4号、宜野湾市納税奨励金交付規程についてを上程いたします
～応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案につきましては全体協議会の方でも大分話し合いがもたれた様で
ありますので早速質疑に移りたいと思います。

（朗読）
議長～本件につきましては、本件は、本年4月に開催された沖縄県議会の
議場にて、議員の間で、この規程の内容について、意見交換がなされ、その
結果、この規程の内容は、現行の規程と比べて、より簡便化されるべきもの
であるとの意見が多かったことから、規程の改定が検討された結果、本規程
が策定されたものである。そこで、本規程の内容について、質疑を行いたい。
（質疑）

議長～御異議がございませんので原案通り可決決定いたします。

議長～諮問第4号、宜野湾市納税奨励金交付規程についてを上程いたします
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案につきましては全体協議会の方でも大分話し合いがもたれた様で
ありますがあので早速質疑に移りたいと思います。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案の趣旨につきましては、未びの提案の理由を書いてあります所がそれによつて御了承願つて専他のことについては御質疑にお答えしたいと思つております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時30分）

議 長～再開いたします。（午前11時32分）

15番～市長にお付いしますが、80%以上の完納した場合の奨励金というふうになると思ひますが、仮りにその85%以上ということになるとその対照になる数ですね大体どの位見積つていますか。

市 長～現在ですね。（はいと呼ぶ）

15番～これを実施することによつてですね、今後どの位の成績が上るという見透しをつけておりますか。

市 長～今の御質問はその規程を適用して交付金を上げた場合に各部落の成績が85%以上がどれ位であるかという事ですね。

15番～はい

市 長～これはこれから努力によつて、その成績が上ると思うんですが、過半数以上の部落がそれ以上にもつて行くように努力したいところ思つております。

15番～しかばその20区ある各区が完全に85%以上完納した場合にその規程を適用すると、どの位の金額になりますか。

市 長～今の何は全部部落が交付金をもらうとする場合にその額はいくらになるかという事ですね。これは今の所全部満点になつた場合の質問ですね。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時41分）

議 長～再開いたします。（午前11時42分）

3番～交付金の規程を作る意志があるかどうかですね。只市民税だけ、市税だけの交付金制度を作つても残りの税の集りが悪くという事になれば結局何もならんじやないかと思うのであります。教育委員会の

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～本案の趣旨につきましては、未びの提案の理由に書いてありますのがそれによつて御了承願つて尙ほのことについては御質疑にお答えしたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時30分)

議長～再開いたします。(午前11時32分)

15番～市長にお伺いしますが、80%以上の完納納した場合の奨励金というふうになると思いますが、仮りにその85%以上ということになるとその対照になる数ですね大体どの位見積っていますか。

市長～現在ですね。(はいと呼ぶ)

15番～これを実施することによつてですね。今後どの位の成績が上るという見透しをつけておりますか。

市長～今の御質問はその規程を適用して交付金を上げた場合に各部落の成績が85%以上がどれ位であるかという事ですね。

15番～はい

市長～これはこれから労力によつて、その成績が上ると思うんですが、過半数以上の部落がそれ以上にもつて行くように努力したいところ思つております。

15番～しかばその20区ある各区が完全に85%以上完納した場合にその規程を適用すると、どの位の金額になりますか。

市長～今の何は全部落が交付金をもらうとする場合にその額はいくらになるかという事ですね。これは今の所全部満点になつた場合の質問ですね

議長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議長～再開いたします。(午前11時42分)

3番～交付金の規程を作る意志があるかどうかですね。只市民税だけ、市税だけの交付金制度を作つても残りの税の集りが悪くという事になれば結局何もならんじやないかとこう思うのでありますが、教育委員会の

方でもそういう奨励金交付規程を準備しておるかどうかですね。これについてお伺いします。

市長～今の所教育委員会としては、そういう規程は作っておりません。この規程によつて市税も教育税も同時に納税の総額をアップして成績が上がるんじやないかと思います。どうしても別々の規程で又別々に規程しなければならないという事があれば次回に回したい。一応今の所はまだ準備はしておりません。

3番～一応税体系上そうなつた場合には教育税とは別個になりますが、もしもこの条例を適用するとしたら教育税まで適用するというような事をうたわんといかんじやないかと思うんですが、その点教育税の事を考えた事はございませんですか。

市長～この交付金の規程は教育税にまで及ぼすかという意味ですね。

3番～そうです。

市長～これは市税にという何がありますね。市税に対するという。

3番～しかし結局そうなつた場合には市税に対しては奨励金制度がありまして非常に成績はある程度良くなるんじやないかという予想。そういう制度を作くると良くなると思いますが、結局教育税の方はそういうふうにして何もないのと、教育税は我々は後で納めても良い是非奨励金のあるものから早く贈進して出しなさいという事も考えられる誤ですが、その点についてそれの適用規程まで決められるかどうかと、まだそこまでの意図はないという事ですね。

市長～この規程は市税に対する規程であります。それから教育税に対しては毎年1回教育税納税運動というのを実施して、そして大変成績のよかつた所を表しようするようにしております。市税にはそういう表しようというと共進会の場合にやるだけで金りゆうの表しようの規程は作つておりますが、金りゆうの市町村会では表しようするようにしております。今の3番さんの意見で市税はこれで向上するんだが、それがないからといひつて教育税が前まらないような事でも起こるようなこととすれば併行してあれもこういうふうな規程が必要だとこう思つております。今の所この規程は準備はしておりません。

3番～しかし今会計年度は教育税というのは独立的になつておる誤ですが、収税者が市長である又納税者も同じような市民でありますので、これをどうにかして教育税まで結び付けて同じ集める税は一つでありますので納税者もひとつでありますので、それがどうして適用出来る方法はないか、その点お聞かせ願います。

方でもそういう奨励金交付規程を準備しておるかどうかですね。これについてお伺いします。

市長～今の所教育委員会としては、そういう規程は作つてありません。この規程によつて市税も教育税も同時に納税の総額をアップして成績が上がるんじやないかと思います。どうしても別々の規程で又別々に規程しなければならないという事があれば次回に回したい。一応今の所はまだ準備はしております。

3番～一応税体系上そうなつた場合には教育税とは別個になりますが、もしもこの条例を適用するとしたら教育税まで適用するというような事をうたわんといかんじやないかと思うんですが、その点教育税の事を考えた事はございませんですか。

市長～この交付金の規程は教育税にまで及ばずかという意味ですね。

3番～そうです。

市長～これは市税にという何がありますね。市税に対するという。

3番～しかし結局そうなつた場合には市税に対しては奨励金制度がありまして非常に成績はある程度良くなるんじやないかという予想。そういう制度を作くると良くなると思いますが、結局教育税の方はそういうふうにして何もないのでは、教育税は我々は後で納めても良い是非奨励金のあるものから早く調達して出しなさいという事も考えられる訳ですが、その点についてそれの適用規程まで決められるかどうかと、まだそこまでの意志はないという事ですね。

市長～この規程は市税に対する規程であります。それから教育税に対しては毎年1回教育税納税運動というのを実施して、そして大変成績のよかつた所を表しようするようにしております。市税にはそういう表しようというと共進会の場合にやるだけで全りゆうの表しようの規程は作つておりますが、全りゆうの市町村会では表しようするようにしております。今の3番さんの意見で市税はこれで向上するんだが、それがないからといひつて教育税が納まらないような事でも起こるようなこととすれば併行してあれもこういうふうな規程が必要だと思うつております。今の所この規程は準備してありません。

3番～しかし今会計年度は教育税というのは独立的になつておる訳ですが、徴収権者が市長である又納税者も同じような市民でありますので、これをどうにかして教育税まで結び付けて同じ集める税は一つでありますので納税者も一つでありますので、それがどうして適用出来る方法はないか。その点お聞かせ願います。

市長～先きに16番さんからの質問にもありましたように教育税にしろ、それから市税にしろ徴収の責任は市長にあります。その関係で徴収という事について責任を負わされておりますので、どうしても同様に当るのが立前でありますが、問題は今ちようどこれを2つの法人が別々に課税して非常に市長が又市町村長が徴収の権限を争えると、どうも行政上うるさい所があるんですがそれを1本化しようというのが今の市町村長会の意見で政府で今検討されつつある所であります。これがもし1本化されるようであれば、これ1つで結構いけになるようになるんじやないかと、こう思う訳であります。これが1本化できるかどうかは問題であります。今の御意見のようにもし市税はこれで上げるんだがそれがどうしてうまくいかんという事になると又別にそれを作るか或は又これを適用していつしょに含めての成績を挙げるようにするかということは研究したいと思います。

10番～この規程の中には締め切りの日時がない訳です。それと奨励金の交付については後期の方が1月から6月までとなつておるし、それから10条においては自治会長は6月30日までに提出しなければならないとされておりますが、その期間ですね、実際その納税そのものにおいては6月前になつておるんだが自治会長は30日までに提出しなければならないというふうになつておるが、その間調整、そういうつたものが出来るかどうか、そこを御説明願いたいと思つております。

市長～それぞについては提出された資料、もし6月までの課税の資料は前半の前に提出されたもので分るんですが、6月にはつきりしたものが出る訳ですね。その場合には調整出する訳です。今おつしやるのは何ですか。提出は1月から6月までの後期分ですね。これに対するその納税義務者の実績はどれでおさえるか、新しく教育委員会に出るものでおさえるか又前に出したもんでおさえるかという御質問ですか。

10番～全般のお話しからするとこの10条はこの奨励金との関係なしの納税義務者の名簿の提出だけになる訳ですか。前半の

市長～はい出来るだけ納税義務者をはつきりするための資料ですね。

議長～暫休憩いたします。（午前11時47分）

議長～再開いたします。（午前11時48分）

10番～次の3条にカッコ1単位として単位と zwarに現在分けられておりますが、その単位は戸数は大体どの程度目標とされておりますか。それと実際ここに単位の教學が出ておりますが、各行政区においては人口の増減によつて率を調整し、そういうものが多々起きると思いますが、それについてこここの規則の中で併えれば何区以上を単位とすると

市長～先きに16番さんからの質問にもありましたように教育税にしろ、それから市税にしろ徴収の責任は市長にあります。その関係で徴収という事について責任を負わされておりますので、どうしても同様に当るのが立前でありますが、問題は今ちようどこれを2つの法人が別々に課税して非常に市長が又市町村長が徴収の権限を与えると、どうも行政上うるさい所があるんですがそれを1本化しようというのが今の市町村長会の意見で政府で今検討されつつある所であります。これがもし1本化されるようであれば、これ1つで結構いけるようになるんじやないかと、こう思う訳であります。これが1本化できるかどうかは問題であります。今の御意見のようにもし市税はこれで上げるんだがあれがどうしてもうまくいかんという事になると又別にあれを作るか或は又これを適用していつしよに含めての成績を挙げるようとするかということは研究したいと思います。

10番～この規程の中には締め切りの日時がない訳です。それと奨励金の交付については後期の方が1月から6月までとなつておるし、それから10条においては自治会長は6月30日までに提出しなければならないとされておりますが、その期間ですね。実際その納税そのものにおいては6月前になつておるんだが自治会長は30日までに提出しなければならないというふうになつておるが、その間調整、そういうものが出来るかどうか。そこを御説明願いたいと思つております。

市長～それぞについては提出された資料、もし6月までの課税の資料は前年度の前に提出されたもので分るんですが、6月にははつきりしたものが出る訳ですね。その場合には調整出しきる訳です。今おつしやるのは何ですか、提出は1月から6月までの後期分ですね。これに対するその納税義務者の実績はどれでおさえるか、新しく教育委員会に出るものでおさえるか又前に出したもんでおさえるかという御質問ですか。

10番～全般のお話しからするとこの10条はこの奨励金との関係なしの納税義務者の名簿の提出だけになる訳ですか。前年度の

市長～はい出来るだけ納税義務者をはつきりするための資料ですね。

議長～暫休憩いたします。(午前11時47分)

議長～再開いたします。(午前11時48分)

10番～次の3条にカッコ1単位として班単位と現に現在分けられておりますが、その班単位は戸数は大体どの程度目標とされておりますか。それと実際ここに班単位の数字が出ておりますが、各行政区においては人口の増減によつて班を編成し、そういうものが多々起きると思いまが、それについてこここの規則の中で例えば何区以上を単位とする

か、そういうものが便利じやないかどうか、その辺の所お聞かせ願います。

市長～班の每度についてはその自治会の独自の立場で構成されておりますので、おつしやるように区によつて班の戸数も大きな所も少い所もその差はあると思います。只この場合にはこれを必ず同数にしなければならないという必要はないんじやないかと思います。何故かと申しますと地理的関係や或はつながりの関係で班の数を自主的に決められております。それで奨励においては部落全体としての成績はかんばしくないんだが特にその部落にそういう班があるならば、これはそういう理由だというので小さい班でも、大きな班でも成績が良い所は部落全体としては表しようには値しないが、班としては成績が良いのでこれを表しようした方が最もふさわしいんじやないかと感云うのでこういうふうな。

10番～これは分つておりますがですね、私の質問は現在こういう数字が表わされておるんですが各区におきましては、八日の増減によつて班の編成が行われる場合には、この数字が違う場合がある段です。そういう場合にはいわゆるむつかしい区においては、むつかしい点が生ずるのでこの規程においては1個班何戸というふうにやつて行けばですね、その八日そういうものによつても各部落おのずから八日が増せば班も多くなる。減れば小さくなるというふうにおのずから規程において決められて行く段ですが現在の所数字を明確にした場合には今後運営上むつかしくなるんじやないかというよ。

市長～条例や規程をひん々に改正するのは適当じやないかと思いますけれども、これは然しほく然としておいても何だから規程としては現在の所これだけの変がありますので、これでおさえて班の成績を擧げるようになつづきのお話しのように人口が増えて今まで11班までしかなかつたのが12班になり、13班になつた場合にはその都度その事を増すようにこの規程を改めて行く外はないんじやないかと、こう思つております。これを全然何個班という何がないというと出しきれんような者だけ集つてしまつて班の数でも増えた場合には具躰悪い事になりますので、一応この数字でもつて今日は成績の査定はする様になつております。

7番～納税の滞納額は調定になつていますか、それはその年度分の支拂か又過年度分の滞納額も含まれていますか、それとも個人だけか法人だけかお伺いします。

市長～それからしますと全部一體になつております。部落の人道住民で法人は今ないようあります。

か、そういうものが便利じゃないかどうか。その辺の所お聞かせ願います。

市長～班の編成についてはその自治会の独自の立場で編成されておりますので、おつしやるように区によつて班の戸数も大きな所も少い所もその差はあると思います。只この場合にはこれを必ず同数にしなければならないという必要はないんじやないかと思います。何故かと申しますと地理的関係や或はつながりの関係で班の数を自主的に決められておりまます。それで奨励においては部落全体としての成績はかんばしくないんだが特にその部落にそういう班があるならば、これはそういう理由だというのと小さい班でも、大きな班でも成績が良い所は部落全体としては表しようには値しないが、班としては成績が良いのでこれを表しようした方が最もふさわしいんじやないかと思ふうのでこういうふうな。

10番～これは分つておりますがですね。私の質問は現在こういう数字が表わされておるんですが各区におきましては、人口の増減によつて班の編成が行われる場合には、この数字が違う場合がある訳です。そういう場合にはいわゆるむつかしい区においては、むつかしい点が生ずるのでこの規程においては1個班何戸というふうにやつて行けばですね。その人口そういうものによつても各部落おのずから人口が増せば班も多くなる。減れば小さくなるというふうにおのずから規定において決められて行く訳ですが現在の所数字を明確にした場合には今後運営上むつかしがくなるんじやないかというよ。

市長～条例や規程をひん緊に改正するのは適當じやないかと思いますけれども、これは然しあく然としておいても何だから規程としては現在の所これだけの班がありますので、これでおさえて班の成績を挙げるようになつたのが12班になり、13班になつた場合にはその都度その事を増すようにこの規程を改めて行く外はないんじやないかと、こう思つております。これを全然何個班という何がないというと出しきれんような者だけ集つてしまつて班の数でも増えた場合には具縁悪い事になりますので、一応この数字でもつて今回は成績の査定はする様になつております。

7番～納税の滞納額は調定になつていますか。それはその年度分のですか又過年度分の滞納額も含まれていますか。それとも個人だけか法人だけかお伺いします。

市長～それからしますと全部一諸になつております。部落の人連住民で法人は今ないようあります。

総務課長～補足申し上げます。税金の徴収が延てやるという段階で見ますと、規程そのものは原則的には現年度というふうな結果になつて来ると思ひます。しかし現在の状態からいたしますと、一応滞納額の分もまだ予算には相当計上されるというふうな現状でございますが、規程の実績は現年度だと又結果的にも100%徴収というのが将来出て来る場合には現年度の分しか徴収する滞納額もないというふうな事になりますので、規程の本旨は現年度と終り現状においては今申上げましたような状態でありますので、この点も一応考慮するといふふうな意味でございます。

11番～奨励金は考え方によつていく通りもなつて来ますけれども、この場合には最悪の奨励金だと考えております。と申し上げますのは普通税金と申し上げますと奨励金をやるから罰める。やらないから罰めないとこいう事ではないと思います。市長さんにお聞きしますけれども、この税の罰まらない部署に是を追ばれましてどういう所に大きな欠かんしきりがあるかといふ事を一応話合いなさつた事があるかどうかお伺いします。

市長～今の御質問は放縦の悪い部署に行つてどういう所に原因があつて罰まらないかといふ事を話し合つた事があるかといふ質問でありますが勘定した家を回つて私がなぜそれがうまく前まつていなかを調査した事は私自身ではやつておりますが職員の方で回つてそれを調査しておりますがいろいろ一通りではないようあります。中には最も困るのはすでにここに義務者が転じておらないで、その方でも力てあましているという事も聞いておりますが、特に都市地区になりますとそういう所はその行政を担当する部署の方々が非常に手をやいてその部署の放縦まで影響して部署全体としての放縦が落ちているという點はきいております。

11番～只今の市長さんのお話では罰まらん所は転出と即ち住所が分らないといふ事を申上げておりますけれども、私はこれより以外にもつと大きな問題があると思います。調査の結果をもうちょっと具体的に御説明願います。大きな原因があると思います。單なる転出住所が分らないといふ事じやなくて、もつと義務者の方に大きな問題があるんじやないか、その辺をもう少し具体的に御説明願います。

市長～今義務員が回つて毎日まで延期してくれとか。そういうのを私も前で聞いた事がありますが、その納める事の出来ない理由なんか帳簿に書かれたのを見たんですが、これは個々の納稅義務者によつて事情は違いますので、只私のいえるのは普天間の2区とか或はよそからの来たり出たりするような転入転出のはげしい所は先づ申上げた様に全く現実的なその部署としての納稅の成績が悪くなる原因はさらに大きいといふ事を聞いておりますので、その点加えておきます。個々の理由につ

総務課長～補足申し上げます。税金の徴収が班でやるという段階で見ますと、規程そのものは原則的には現年度というふうな結果になつて来ると思ひます。しかし現在の状態からいたしますと、一応滞納額越の分もまだ予算には相当計上されるというふうな現状でございますが、規程の実施は現年度だと又結果的にも100%徴収というのが将来出て来た場合には現年度の分しか徴収する滞納額もないというふうな事になりますので、規程の本旨は現年度と然し現状においては今申上げましたような状態でありますので、この点も一応考慮するというふうな意味でございます。

11番～奨励金は考え方によつていく通りもなつて来ますけれども、この場合には最悪の奨励金だと考えております。と申し上げますのは普通税金と申し上げますと奨励金をやるから納める。やらないから納めないとこういう事ではないと思います。市長さんにお聞きしますけれども、この税の納まらない部落に足を運ばれましてどういう所に大きな欠かんがあるかという事を一応話合いなさつた事があるかどうかお伺いします。

市長～今の御質問は成績の悪い部落に行つてどういう所に原因があつて納まらないかという事を話し合いした事があるかという質問でありますが滞納した家を回つて私がなぜそれがうまく納まつていないかを調査した事は私自身ではやつておりませんが職員の方で回つて、それを調査しておりますがいろいろ一通りではないようあります。中には最も困るのはすでにここに義務者が転じておらないで、その方でも力てあましているという事も聞いておりますが、特に都帯地区になりますとそういう所はその行政を担当する部落の方々が非常に手をやいてその部落の成績まで影響して部落全体としての成績が落ちているという話はきいております。

11番～只今の市長さんのお話では納まらん所は転出と即ち住所が分らないという事を申上げておりますけれども、私はこれより以外にもつと大きな問題があると思います。調査の結果をもうちょっと具体的に御説明願います。大きな原因があると思います。單なる転出住所が分らないという事じやなくて、もつと滞納者の方に大きな問題があるんじやないか。その辺をもう少し具体的に御説明願います。

市長～今徴税員が回つて何日まで延期してくれとか、そういうのを私も前で聞いた事がありますが、その納める事の出来ない理由なんか帳簿に書かれたのを見たんですが、これは個々の納税義務者によつて事情は違いますので、只私のいえるのは普天間の2区とか或はよそからの来たり出たりするような転入転出のはげしい所は先づ申上げた様に全般的なその部落としての納税の成績が悪くなる原因はさらに大きいという事を聞いておりますので、その点加えておきます。個々の理由につ

いてはもつと必要があれば課の方でその理由を調査したのがあります
ので、それを御覽になれば私の方でもまだ充分覚えておりません。

- 4 番～この規程案は諮問案件であります。これは執行に属する規程でございま
すが何といつても自治会長、その長に当る自治会長が当然当り
ますので、自然に被委託者とか自治会長会において充分この規程でや
つて行けるといつた様な話合が持たれたかどうか又充分理解している
かどうか、それについて御聴明をお願いいたします。

市 長～おつしやる通りこれは執行の規程でありますので最初に規程はどこで作つ
ても良い事であります。これを諮問にいたしましたのは前の説明会
の流んだ後にも皆様に諮問案として一応外の団体の補助金制度なんか
と規程を一応諮問案として出した方が良いとアドバイスして提案いたしま
したのを議会は市民の代表でありますし皆さんに案を見てもらつて、こ
ういうふうにした方が良いという答申を得たならば私達もこれを充分
に徹底させるのにはこれから役所の職員始め部課の事務担当者もこれ
は役所の職員の一部をやる事でありますので、こういうふうにすると
規程が出来たからこれを執行するようにというふうに徹底したいとこ
う思つております。案としてはまだ職員でありますので、いわゆる前
の区長、今の事務担当者にこの案を立てた何んじやなしにこういうふ
うに準備しておりますという事は相らせてあります。プリントはして
お上げはしてあります。これに決定するという事までは知らせてあり
ません。

- 4 番～一応この規程は議会の答申によつて出来て、その後そのしように当る
自治会長会においてどうしても変える部分が出たという場合に又この
規程を変えるなくちやいけないという事になりますが、それは事前にあ
る程度その規程の趣旨内容について充分徹底せしめ尚そいつたよう
な方々から意見も聴取して、その後に議会の答申を得た方がスムース
に行くんじやないかというふうに考えておりますが、その点について

市 長～応はこれは事務連絡会の方にプリントを配つて説明をしてあります
その意見についても取り入れられており、修正があつたかどうかは私
は聞いておりませんが、一応の案としてはこの連絡会で説明はしてあ
ります。

- 4 番～それから第1回につきまして。この優秀な納税者に対して表しよう
であります。これには部課自治会長、それから法人という事になつ
ておりますが、法人がその対象になるならば当然優秀なしかも長年繼
続しての努力した納税者に対してもそのおんてんを与えるべきだとい
うふうに考えてますが、なぜ個人は対象にしてないかどうか、それにつ
いてお伺いいたします。

市 長～最も納税意識を上げるのに苦心なさるのが自

いてはもつと必要があれば課の方でその理由を調査したのがありますので、それを御覧になれば私の方でもまだ充分覚えておりません。

4 番～この規程案は諮問案件であります。これは執行に属する規程でござりますが何んといつても自治会長、その長に当る自治会長が当然当りますので、自然に被委託者とか自治会長会において充分この規程でやつて行けるといった様な話合が持たれたかどうか又充分理解しているかどうか、それについて御説明をお願いいたします。

市長～おつしやる通りこれは執行の規程でありますので最初に規程はどこで作つても良い事であります、これを諮問にいたしましたのは前の説明会の済んだ後にも皆様に諮問案として一応外の団体の補助金制度なんかと規程を一応諮問案として出した方が良いとめどして提案いたしましたのを議会は市民の代表でありますし皆さんに案を見てもらつて、こういうふうにした方が良いという答申を得たならば私達もこれを充分に徹底させるのにはこれから役所の職員始め部落の事務担当者もこれは役所の職員の一部をやる事でありますので、こういうふうにすると規程が出来たからこれを執行するようにというふうに徹底したいとこう思つております。案としてはまだ職員でありますので、いわゆる前の区長、今の事務担当者にこの案を立てた何んじやなしにこういうふうに準備しておりますという事は知らせてあります。プリントはしてお上げはしております。これに決定するという事までは知らせてありません。

4 番～一応この規程は議会の答申によつて出来て、その後そのしように当る自治会長会においてどうしても変える部分が出たという場合に又この規程を変えなくちゃいけないという事になりますが、それは事前にある程度その規程の趣旨内容について充分徹底せしめ尚そいつたような方々から意見も聴取して、その後に議会の答申を得た方がスルースに行くんじやないかというふうに考えておりますが、その点について

市長～一応はこれは事務連絡会の方にプリントを配つて説明をしてありますその意見についても取り入れられており、修正があつたかどうかは私は聞いておりませんが、一応の案としてはこの連絡会で説明はしております。

4 番～それから第1く衆につきまして。この優秀な納税者に対して表しようであります、これには部落自治会長、それから法人という事になつておりますが、法人がその対象になるならば当然優秀なしかも長年継続しての努力した納税者に対してもそのおんてんを与えるべきだというふうに考えますが、なぜ個人は対象にしてないかどうか、それについてお伺いいたします。

市長～最も納税成績を上げるのに苦勞なさるのが自

治会長や部葬の積金を納めなければならないような立場にある方には大きな苦勞がいるという考え方からこういう入日を暫に表しようする様にしてある段です。もし一般個人でもせひこの必要があるという事であれば将來加えたいと思います。

- 4 番～現時点において長年優秀な成績を上げている個人も私は対象にすべきだという考え方方に立つております。それについては必要があればやるんだというような只今の御説明であります。この規程を制定するにあたつて当然そういう面も検討の上表しようの対象にして良いんじやないかというふうに考えておりますが、それについては。

市 長～問題は表しようということになります。これは表しよう者或はこれについては學校なんかの場合にも良く論じられる問題でありますが、平常あたり前で努力をしておるんだという事もいえるんですけどけれども皆がそうだつたならば別に表しよう値値は生れなくなる段です。わずかな金額でも別に審査した事もない、何時もきちんと納めている方はたくさんいると思われます。そこで表しようの値値が薄れて来るのでは出来るだけこういう苦勞の大きい或は遅など、本当に他に少ないような本当に表費すべきのを表しようするのが意義があるんじやないかとこう思われます。それで今おつしやる様に申にはわずかずつの額で、一回だつて審査した事がない、いつも期限通り納めているという事は本当に努力は感じられます。然しそういう人にはほとんどの市民に数多くおられるんじやないかと只これだけの人々を全部表しよう状を上げるという事になりますと、その値値が下るんじやないかという事も考えられますので、一応はこういう人々は対照にしてない段です。

- 4 番～只今の市長の論點から聞きますと、これは法人は法人なりの当然その額は適正な額であるし、少い額を持つてはいる個人は当然これが適正な額であります。しかし努力をするとその納税成績を上げるとか或は納税思想を高めるという事については何らそこには表らないんじやないかとこう考えております。尚又自治会長や行政区においても、当然それは努力すべきものであつて、そういうものが対象になるならば長年例えば10ヶ年以上や或は又14～15ヶ年連續してかかさずに納税成績を上げたと、或は自労の義務を果した個人に対しても当然法人同様に私は対象にすべきだというふうに考えております。その基準については、或は法人は何ヶ年と或は個人についてはそれを上回つて10ヶ年なら10ヶ年といつたような方法の問題は別にして一応対象にして良いんじやないかというふうに考えております。それについては御検討なされましたか。

市 長～賞の値値を高めるという点から出でていますが、今のように皆んな努力はしておるんだと、法人であろうが何ヶ年間とか、これは良く學校でも私の學校における段からの問題ですがね、当り前の義務を果したとい

治会長や部落の税金を納めなければならない立場にある方には大きな苦勞がいるという考え方からこういう人口を特に表しようする様にしてある訳です。もし一員個人でもせひこの必要があるという事であれば将来加えたいと思います。

4 番～現時点において長年優秀な成績を上げている個人も私は対象にすべきだという考え方方に立つております。それについては必要があればやるんだというような只今の御説明であります、この規程を制定するにあたつて当然そういう面も検討の上表しようの対象にして良いんじやないかというふうに考えておりますが、それについては。

市 長～問題は表しようということになります。これは表しよう者或はこれについては学校なんかの場合にも良く論じられる問題であります。平常あたり前で努力をしておるんだという事もいえるんですけれども皆がそうだつたならば別に表しよう仙値は生れなくなる訳です。わずかな金額でも別に滞納した事もない。何時もきちんと納めている方はたくさんいると思われます。そこで表しようの仙値が薄れて来るので出米るだけこういう苦勞の大きい或は班など。本当に他に少ないような本当に表費すべきのを表しようするのが意義があるんじやないかとこう思われます。それで今おつしやる様に中にはわずかずつの額で。一辺だつて滞納した事がない。いつも期限通り納めているという事は本当に努力は感じられます。然しそういう人にはほとんどの市民に数多くおられるんじやないかと只これだけの人々を全部表しよう状を上げるという事になりますと、その仙値が下るんじやないかという事も考えられますので、一応はこういう人々は対照にしてない訳です。

4 番～只今の市長の論説から聞きますと、これは法人は法人なりの当然その額は適正な額であるし、少い額を持つてはいる個人は当然これが適正な額であります。しかし努力をするとかその納税成績を上げるとか或は納税意願を高めるという事については何らそこには要らないんじやないかとこう考えております。尚又自治会長や行政区においても、当然それは努力すべきものであつて、そういうものが対象になるならば長年例えば10ヶ年以上や或は又14～15ヶ年連続してかかさずに納税成績を上げたと、或は自分の義務を果した個人に対しても当然法人同様に私は対象にすべきだというふうに考えております。その基準については、或は法人は何ヶ年と或は個人についてはそれを上回つて10ヶ年なら10ヶ年といつたような方法の問題は別にして一応対象にして良いんじやないかというふうに考えております。それについては御検討なされましたか。

市 長～賞の仙値を高めるという点から出ていますが、今のように皆んな努力はしておるんだと、法人であろうが何ヶ年間とか、これは良く学校でも私の学校における頃からの問題ですがね。当り前の義務を果したとい

うことになりますがね。

議長～暫休憩いたします。(午後12時10分)

議長～再開いたします。(午後12時16分)

4 番～只今の余項に関連しまして、これは規程でありますので、この表しよ
うをするからには表しように値する根拠がなくちやいかないという事
です、ということは法人にしろ行政区にしろその1ヶ年例えれば法人が
1ヶ年分を納税したから完納したから表しように値するのか或はある
一定期間連続してその義務を果した場合に対象になるのかどうか、そ
の辺が不明のようありますが、それについてどういう基準が定めら
れているか、それについて御説明願います。

5 番～賛同第4号は納税成績が悪い現状である。そのための4号であると思
います。先き程の11番議員に対する市長の答弁で11番議員から納
税成績の悪い理由はいろいろ市長が答弁している以外にもあるはずだ
というふうな質問がありました。それに対する市長の答弁でほんと
にそういう認識で答弁されたのか、それとも市長自身は他に理由がも
つと根本的な理由があるにもかかわらず、それをあえてふせて答弁さ
れたのか、この辺に感ずる所がありますので、2～3質問いたします
納税成績を上げるために奨励金をやるそうしたら成績は向上するだる
うというふうに考え方だつたら200%間違いだと、私は思つております。
まずその理由に1定期の期間をおいて賦課徴収する事を法規で義務
付けてありますよ。そこにしかしながら本年度における所の前年度
でもありません。本年度における所の賦課徴収の実際のあり方を見ま
してもやられておりません。これは私が知る所じや市長はちゃんと賦
課徴収の業務について法規で業務付けたし一定期日においてなされて
いると言えますか。

市長～只今の御質問にお答えいたします。その点は先きの11番議員もこの
成績の悪い理由の中に取り上げられるべき問題だと、この前もそうで
したが、今度この規程を作つても賦課徴収についてはきちんときち
んちゃんとその成績を上げる事は非常にむつかしいという事は課長にも
話しています。又あつしやるように事実ちゃんと基に分けてこれを
徴収すべきを遅れてからに、くつついでや詰めはやくにした場合には
たしかに義務者においても困るし、納税成績も落ちてくるとこう思
います。賦課徴収については充分に職員を勵して、その期限に徴収す
るようにして行きたいとこう思つております。

5 番～税金は納めるべきものではあります。だからといって徴収する側の
当局が自からのやるべき行為をちゃんときちんと、やつていな
いで成績そのものが上っていないからすべて納税者側に責任を着せる

うことになりますがね。

議長～暫休憩いたします。(午後12時10分)

議長～再開いたします。(午後12時16分)

4番～只今の余項に關連しまして、これは規程でありますので、この表しようをするからには表しように値する根拠がなくちやいかないという事です。ということは法人にしろ行政区にしろその1ヶ月年例えれば法人が1ヶ月年分を納税したから完納したから表しように値するのか或はある一定期間連続してその義務を果した場合に対象になるのかどうか。その辺が不明のようありますが、それについてどういう基準が定められているか。それについて御説明願います。

5番～質問第4号は納税成績が悪い現状である。そのための4号であると思います。先き程の11番議員に対する市長の答弁で11番議員から納税成績の悪い理由はいろいろ市長が答弁している以外にもあるはずだというふうな質問がありました。それに対する市長の答弁でほんとにそういうふ認識で答弁されたのか、それとも市長自身は他に理由がもつと根本的な理由があるにもかかわらず、それをあえてふせて答弁されたのか、この辺に感ずる所がありますので、2～3質問いたします。納税成績を上げるために奨励金をやるそうしたら成績は向上するだろうというふうに考え方だつたら200%間違いだと、私は思つております。まずその理由に1定の期間をおいて賦課徴収する事を法規で義務付けてありますよ。そこにしかしながら本年度における所の前年度でもありません。本年度における所の賦課徴収の実際のあり方を見ましてもやられておりません。これは私が知る所じや市長はちゃんと賦課徴収の業務について法規で義務付けたし定期日においてなされているとお考えでありますか。

市長～只今の御質問にお答えいたします。その点は先きの11番議員もこの成績の悪い理由の中に取り上げられるべき問題だと。この前もそうでした。今度この規程を作つても賦課徴収についてはきちんとちゃんとその成績を上げる事は非常にむつかしいという事は議長にも話しています。又あつしやるように事実ちゃんと班に分けてこれを徴収すべきを遅れてからに、くつついでや繼ぎはやくにした場合にはたしかに義務者においても困るし、納税成績も落ちてくると必ずこう思います。賦課徴収については充分に職員を勤して、その期限に徴収するようにして行きたいとこう思つております。

5番～税金は納めるべきものではありますが、だからといって徴収する側の当局が自からのやるべき行為をちゃんときちんと、やつていなくて成績そのものが上つていないからすべて納税者側に責任を着せる

という事はひ法であります。これは改善すべき点を改善してそれでも尚成績が向上しない時に始めて奨励金をやろうじゃないかとそういう考え方が生れて来るのは分るんですが、自からのやるべき事をやらないでそのために納税成績が落ちている事をたなに上げてこういうふうな考え方ではこれは100年待つても改善出来ないと私は思います。そこでお伺いいたします。何日から正規のすがたにもどりますか。

市長～すぐ改期からやるように考えております。

5番～新年度すなわち7月以降は税金の賦課徴収に関する限り今までの間違つたたいまんなやり方を改めて納税者がちゃんと納め易いように納められ易いようにするために一定の期間にちゃんとやつて行く約束出来ますか。

5番～分りました。

14番納税成績の向上についての問題は多々ありますようが、納税組合の組織の結成の必要があると思いますが、前のお話で納税組合の結成は当分見合わすという事を聞いた覚えがありますが、この納税奨励金の交付規程の改定に当たりまして尚さら納税組合の必要が認められる。いわゆるより効果を上げるのは、その組合の結成を見ていわゆる自治会長に協力するという事がなおさら必要と思いますが、今後のその問題についてのお考えはどうですか。

市長～課長の方から納税組合の結成についての一応案を話しておりましたが今ま行政区の結成で前は行政事務の担当者もこりこりで非常に困った事があつたがそれ程まで成績が上げられなかつたという事もいえる段ですが、新しい区の結成もあつてちょうど事務担当者も張りきつておるから一応この負担金制度を進めて尚今又すぐ納税組合にしたならば一部納税成績の良いような人々だけが任意の組合を作つて、それからもれたもののいわゆる成績の悪い部分だけが事務担当者の負担事になつたんでは困る事があり、又住民においても各機関でやつた場合に責任をうすらやのような面が出て来はせんかという所が出来ましたので、一応は今の事務担当者で持つてこの奨励金制度を進めて、尚今後の目標として今の納税組合の事は良く検討するようにしようという事で今の所すぐこれと同時に納税組合を実施するという考えは今の所考えておりません。

16番～この規程を草案されるに当りましては、他市町村とか或は地方課の見解なんかもお伺いしたかどうか、それとも又独自の立場で草案されたかどうか。

市長～市長の方では他の市町村もそれから前にもこれは今度始めての事じや

という事はひ法であります。これは改善すべき点を改善してそれでも尚成績が向上しない時に始めて奨励金をやろうじやないかとそういう考えが生れて来るのは分るんですが、自からのやるべき事をやらないでそのために納税成績が落ちている事をたなに上げてこういうふうな考え方ではこれは100年待つても改善出来ないと私は思います。そこでお伺いいたします。何日から正規のすがたにもどりますか。

市長～すぐ次期からやるように考えております。

5番～新年度すなわち7月以降は税金の賦課徴収に関する限り今までの間違つたたいまんなやり方を改めて納税者がちゃんと納め易いように納められ易いようにするために一定の期間にちゃんとやつて行く約束出来ますか。

5番～分りました。

14番納税成績の向上についての問題は多々ありますようが、納税組合の組織の結成の必要があると思いますが、前のお話で納税組合の結成は当分見合わすという事を聞いた覚えがありますが、この納税奨励金の交付規程の設定に当たりまして尙さら納税組合の必要が認められる。いわゆるより効果を上げるのは、その組合の結成を見ていわゆる自治会長に協力するという事がなおさら必要と思いますが、今後のその問題についてのお考えはどうですか。

市長～課長の方から納税組合の結成についての一応案を話しておりましたが今度行政区の編成で前は行政事務の担当者もこりこりで非常に困つた事があつたのでそれ程まで成績が上げられなかつたという事もいえる訳ですが、新しい区の編成もあつてちょうど事務担当者も張りきつておるから一応この負担金制度を進めて尙今又すぐ納税組合にしたならば一部納税成績の良いような人々だけが任意の組合を作つて、それからもれたもののいわゆる成績の悪い部分だけが事務担当者の便仕事になつたんでは困る事があり、又住民においても各機関でやつた場合に責任をうすらぐような面が出て来はせんかという所が出来ましたので、一応は今の事務担当者で持つてこの奨励金制度を進めて、尙今後の問題として今の納税組合の事は良く検討するようにしようという事で今の所すぐこれと同時に納税組合を実施するという考えは今の所考えておりません。

16番～この規程を草案されるに当たりましては、他市町村とか或は地方課の見解なんかもお伺いしたかどうか、それとも又独自の立場で草案されたかどうか。

市長～市長の方では他の市町村もそれから前にもこれは今度始めての事じや

なしにこの還付金の問題については地方課当りでも利金からいくらと引いてすぐ税金で償還するような何んじやなしにどこまでもここに分配ですねするようななかつこうには持つて行かん様にしなければいかんという事は政府の方からも指導があつたという事であります。この案を作る場合には他市町村とも又政府の指導も受けているとこう思います。

16番～じやお聞きしますが、この規程以外が市長さんとされてですね、又市民としても非常に片ちんばな規程じやないかと思うんです。これは教育委員会の47条において教育税の賦課徴収の義務を市長は負わされております。それから本市におきましても教育税条例という条例も制定されております。そういうダつた面について同じ納稅思想の高ようといつた面から考えて片一方は条例規程に該当すると同じ市民でありますから又同じ市長においてその義務を当えられながら市税だけを条例規程に該当させるという事はむずうんな点があるんじやないかと、尚又納稅者に対してもこの面だけは奨励するとこの面だけは該当しないといったような變則な規程じやないかと思うんですけど、この規程を一応差しひかえて一緒に含めて徴稅される御意志はないかどうか。

市長～今の所一諸にしての案は持つておりません。先づ申し上げた様に教育税については奨励の方法は毎年の教育税勧稅運動においてその成績を全りゆう教育委員長会でこれ以上の成績については表しようするという奨励の方を持つております。尚市税においてはこの案で進めるとたしかに今おつしやる様に同じ市長の責任において徴収すべきものを1つはやつて1つはやらんで良いかという事であります。これは両方とも奨励はしておる訳でありますが、只この規程の適用をその只今提案しているものは市税に対する奨励方法として進めて行きたいという事であります。問題は全部ひつくるめてやつた方が良いというふうになりますとこれは市長としては最も有利な結果になるんですが、しかしそこまで行かんでも1～2ヶ年で或は又税金が市町村今の教育税が分離したものが、一本化される事になれば又自當ここでもつて適用されるようになりますとこう思つております。

16番～これは規則の制定はあくまでも市長の管轄でござります。議会とは別問題でございます。そういう意味でその場合になればなつた時期において市長独自でこれは改正出来る問題でございます。そういう意味で現在の場合一応議会に諮問案件として出されておりますが、当初でこういうふうな變則の規程を作つた場合に納稅義務者に対してかえて納稅思想の陛下そういう事になりはしないかどうか、私が申し上げたい事はこの案件は一応差拂えて附加税、教育税も一緒に該当させた方がかえつて良いんじやないかと、又自治会長としても皆さん方が令書施行の場合に例々には令書を施行してないと思うんです。同時に附加税として同じ1枚の紙で区切りをもつてやると懸うんです。そういう場合にかえつてこれ自体が困るような結果になりはしないかとこう考えます。それについての御見解をお願いしたいと思います。

なしにこの還付金の問題については地方課当りでも税金からいくらと引いてす
ぐ税金で償還するような何んじやなしにどこまでもここに分配ですね
するようななかつこうには持つて行かん様にしなければいかんという事
は政府の方からも指導があつたという事であります。この案を作る場合
には他市町村とも又政府の指導も受けているところ思います。

16番～じやお聞きしますが、この規程以外が市長さんとされてですね。又市民としても非常に片ちんばな規程じやないかと思うんです。これは教育委員会の47条において教育税の賦課徴収の義務を市長は負わされております。それから本市におきましても教育税条例という条例も制定されております。そういうつた面について同じ納税思想の高ようといつた面から考えて片一方は条例規程に該当すると同じ市民でありますから又同じ市長においてその義務を当えられながら市税だけを条例規程に該当させるという事はむずうんな点があるんじやないかと。尚又納税者に対してもこの面だけは奨励するとこの面だけは該当しないといつたような変則な規程じやないかと思うんですけれど、この規程を一応差しひかえて一緒に含めて徴税される御意志はないかどうか。

市長～今の所一諸にしての案は持つておりません。先づき申し上げた様に教育税については奨励の方法は毎年の教育税納税運動においてその成績を全りゆう教育委員長会でこれ以上の成績については表しようするという奨励の万を持つております。尚市税においてはこの案で進めるとたしかに今おつしやる様に同じ市長の責任において徴収すべきものを1つはやつて1つはやらんて良いかという事であります。これは両方とも奨励はしておる訳であります。只この規程の適用をその只今提案しているものは市税に対しての奨励方法として進めて行きたいという事であります。問題は全部ひつくるめてやつた方が良いというふうになりますとこれは市長としては最も有利な結果になるんですが、しかしそこまで行かんでも1～2ヶ月年で或は又税金が市町村今の教育税が分離したものが、1本化される年になれば又自然ここでもつて適用されるようになります。

16番～これは規則の制定はあくまでも市長の管轄でございます。議会とは別問題でございます。そういうつた意味でその場合になればなつた時期において市長独自でこれは改正出来る問題でございます。そういうつた意味で現在の場合一応議会に諮問案件として出されておりますが、当初でこういうふうな変則の規程を作つた場合に納税義務者に対してかえつて納税思想の底下そういう事になりはしないかどうか、私が申し上げたい事はこの案件は一応差控えて附加税、教育税も一緒に該当させた方がかえつて良いんじやないかと、又自治会長としても皆さん方が令書発行の場合に別々には令書を発行してないと思うんです。同時に附加税として同じ1枚の紙で区切りをもつてやると懸うんです。そういうつた場合にかえつてこれ自体が困るような結果になりはしないかとこう考えます。それについての御見解をお願いしたいと思います。

市長～さもつともだと思います。それでこの件はもう少しでござります。

議長～暫休憩いたします。（午後12時26分）

議長～再開いたします。（午後12時33分）

1番～議長市長にお伺いいたします。第10条の行政区の自治会長は毎年6月30日までに納稅義務者の名簿を調査し市長に提出しなければならないとあります。この自治会長が提出するいわゆる納稅義務者の名簿を基準にして納稅額の%を出すという考え方であるのかですね。

市長～10条の方はですね、御聴明申上げますとこちらも課稅対象については常にキヤチすべきですけれども、もしや漏れがあつては困るので第1にはそれをキヤチするための資料です。これがキヤチされて始めて賦課徴収へ行つて金額が決まりますので、これに対する成績の%を見るのは元きいつたようにこれが出来ないというと前年度のちで一応付けてあるもので、それが出て来てから訂正されるよう出来ると思いますが、これはどこまでもこちらが資料に倣うという意味です。

1番～あくまでも資料というお考えでありますね、そういたしますと納稅成績というものは当然その区域内に居住する納稅義務者を対象にして行うべきだという考え方には立ちます。そういう考え方でござりますか。その場合にこの考え方からするとあくまでも市の方に納稅義務者のはあくを打ち出さんといかんという事になる様でございますが、そこは充分一つ意図されて都督会長から出したものは軽率にしないで、あくまでも納稅義務者を対象にして行くというふうにしてやつていただきたいと思います。

議長～暫休憩いたします。（午後12時36分）

議長～再開いたします。（午後1時4分）

議長～本案は質疑の段階で審議にしたいと思ひますが、御長考ございませんか。（議長は手に持つておられる手帳を手渡す。）そうちつた記念にござります。（議長は手帳を渡す。）手帳はお預りしておきますが、君が（吳議なしと呼ぶ）

議長～御吳議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第28・議案第32号、本道始終の取扱及び売買契約について日程の第29・議案第31号、輸水権の移管に伴う財産の取得についてを追加願います。これにてよろしくお聞きください。

市長～さもつともだと思います。

議長～暫休憩いたします。（午後12時26分）

議長～再開いたします。（午後12時33分）

1番～議長 市長にお伺いいたします。第10条の行政区の自治会長は毎年6月30日までに納税義務者の名簿を調整し市長に提出しなければならないとありますが、この自治会長が提出するいわゆる納税義務者の名簿を基準にして納税額の%を出すという考え方であるのかですね。

市長～10条の方はですね、御説明申上げますとこちらも課税対象については常にキヤチすべきですけれども、もしや漏れがあつては困るので第1にはそれをキヤチするための資料です。これがキヤッヂされて始めて賦課徴収へ行つて金額が決まりますので、これに対する成績の%を見るのは元きいつたようにこれが出てないと前年度のもで一応付けてあるもので、それが出て来てから訂正されるようになりますが、これはどこまでもこちらが資料に使うという意味です。

1番～あくまでも資料というお考えでありますね。そういたしますと納税成績といふものは当然その区域内に居住する納税義務者を対象にして行うべきだという考え方になります。そういう考え方でございますか。その場合にこの考え方からするとあくまでも市の方に納税義務者のはあくを打ち出さんといかんという事になる訳でございますが、そこは充分1つ意図されて部落会長から出したものは軽率にしないで、あくまでも納税義務者を対象にして行くというふうにしてやつていただきたいと思います。

議長～暫休憩いたします。（午後12時36分）

議長～再開いたします。（午後1時4分）

議長～本案は質疑の段階で繼續審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第28・議案第32号、水道施設の取得及び売買契約について日程の第29・議案第31号、給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを追加願います。

- 議長～8番議員の出席を求めます。
- 議長～日程第28、議案第32号、水道施設の取得及び売買契約についてを上提いたします、本案について当局の趣旨説明を求めます。
- 市長～これは元に1ペん提案いたしましたがあの時数字に改める必要が出たので提案した段であります、よろしく御審議をお願いいたします。
- 議長～休息いたします。(午後3時)
- 議長～再開いたします。(午後3時12分)
- 議長～本案に対する質疑を求めます。
- 議長～別に質疑がなければ本案に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。
- (異議なしと呼ぶ)
- 議長～御異議がないようありますので、左様決定いたします。
- 議長～本案に対する討論を求めます。
- 議長～討論がなければ省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
- (異議なしと呼ぶ)
- 議長～御異議がないので左様決定いたします。
- 議長～では議案第32号、水道施設の取得及び売買契約についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。
- (異議なしと呼ぶ)
- 議長～御異議がございませんので、議案第32号、水道施設の取得及び売買契約についてを原案通り可決決定いたします。
- 議長～日程第29、議案第31号、給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。
- 議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～8番議員の出席を求めます。

議 長～日程第28. 議案第32号、水道施設の取得及び売買契約についてを上提いたします。本案について当局の趣旨説明を求めます。

市 長～これは先に1ペん提案いたしましたがあの時数字に改める必要が出たので提案した訳であります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～休憩いたします。(午後3時)

議 長～再開いたします。(午後3時12分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～別に質疑がなければ本案に対する質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようありますので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論がなければ省略したいと思いますが、御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします..

議 長～では議案第32号、水道施設の取得及び売買契約についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、議案第32号、水道施設の取得及び売買契約についてを原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第29. 議案第31号、給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～本案件も先に1度提案いたしましたが、原案の数字に変動が出ましたのでこれを改めて提案いたしました訳であります。よろしく御審議を御願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時15分)

議長～再開いたします。(午後3時16分)

12番～この評価額を見ますというと形状が同じもんで同じ1米に対する評価額は1\$6セントのもあれば2\$20セントの評価といいろいろまちまちであるようありますが、この評価に対する算定の基準を御説明願います。

本道課長～御説明申し上げます。これは資料においては變りませんが1米当たりの単価が違つて来ますのは結局事業の問題でありますて、事業と申しますと地形の問題から出て来るもんでありますて、同じ1米の値を取るにも、それそうとうの金額の開きが出て来まして、それを見積つた人の感と申しますか、そういう技術的な面から出たもんであります。同じ1米の施工をする場合に岩と見込んだ場合にはそれだけの金額が出るし普通の土と見た場合には又安くなるというような何で現地を見ての単価の調整がずれが出て来ております。

議長～外に質疑もないようですが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

1番～本案に於しましては市の水道条例を適用すべき原則的に買上げについては賛成であります。しかし見積り額が概算見積り書というふうになつておりますので実際の購入に対しましては充分その値段を検討いたしまして可能な限り安く買入するように御要望申し上げまして原案に賛成いたします。

議長～要つた御異見はございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので討論を打切ることにいたします。

議長～議案第31号、給水顧客の參録に伴う料金の趣得についてを表決に付します。

市長～本案件も先に1度提案いたしましたが、原案の数字に変動が出ましたのでこれを改めて提案いたしました訳であります。よろしく御審議を御願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時15分)

議長～再開いたします。(午後3時16分)

12番～この評価額を見ますというと形状が同じもんと同じ1米に対する評価額は1\$6セントのもあれば2\$20セントの評価といろいろまちまちであるようですが、この評価に対する算定の基準を御説明願います。

水道課長～御説明申し上げます。これは資料においては變りませんが1米当たりの単価が違つて来ますのは結局事業の問題であります。事業と申しますと地形の問題から出て来るもんであります。同じ1米のあなたを搬るにも、それそうとうの金額の開きが出て来まして、それを見積つた人の感と申しますか、そういう技術的な面から出たもんであります。同じ1米の施工をする場合に岩と見込んだ場合にはそれだけの金額が出るし普通の土と見た場合には又安くなるというような何で現地を見ての単価の調整がずれが出て来ております。

議長～外に質疑もないようですが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

1番～本件に対しましては市の水道条例を適用すべきく原則的に買上げについては賛成であります。しかし見積り額が概算見積り書というふうになつておりますので実際の購入に対しましては充分その値段を検討いたしまして可能な限り安く買入するように御要望申し上げまして原案に賛成いたします。

議長～変つた御異見はございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので討論を打切ることにいたします。

議長～議案第31号、給水顧客の移転に伴う財産の譲得についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(大賛なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので議案第31号給水顧客の移管に伴う財産の
譲り受けについては原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時59分)

議長～再開いたします。(午後3時50分)

議長～議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算についてを議題と
いたします。本案は質疑の段階において臨時審議になつておりました
ので、本案に対する質疑を求めます。
項別にお願いいたします。

10番～市民税の滞納^納の所でございますが、今年度は50%計上されてお
りますが、特に財源獲得そういう方に市長としてもそうとうの意欲を
見せておられるし、その中で去年度におきましてはその昨年度の場合
は80%を見積つておつたのですが、今年の場合には64年度
の50%でそれから64年度以前も50%に見積つてある。その理由
をお聞かせ願います。

市長～見積りよりも今年の方の、この滞納率の率を下げてありますのは、
去年は余り見積りが過大視したためか年度末になつて執行にも非常に
困った状態であつた訳です。それで特に滞納率になりますといふのは
取りにくいのが残つておりますので、余り過大に見積る事はどうか
と思いまして前との予算を健全に執行するという上から50%位が
適当じゃないかというのでこれだけ見積りをしてある訳であります。

10番～64年度の以前のもんなら50%してもあれと思いますが、特に64
年度のものを50%に計上されたそのものが、どうしてもふに喜ばない
のござります。特に先きの一連質問の中に天久豪太郎さんの質問
の中にもこの60%を目標に努力するという確答は得られましたが、
それともそうもうの食い違ひが出ておるようでございますが、その点
お伺いします。

財政課長～64年度の収税におきましては後整理期間が2ヶ月ありますし、そ
の間で滞納率の収取におきましては60%の成績を上げるという事
で前からお話し申し上げましたが、これまでの実績から考えた場合に
65年度における過年度の収取率は50%が可能であるという線でも
つて、この点を出した訳であります。あくまでも前年度においては後
2ヶ月60%の成績を上げる様に努力はいたしたいと思つております
が、新年度における収取率においては予算に計上された50%が最良の収

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので議案第31号給水顧客の移管に伴う財産の譲り受けについては原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時59分)

議 長～再開いたします。(午後3時50分)

議 長～議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階において総統審議になつておりましたので、本案に対する質疑を求めます。
項別にお願いいたします。

10番～市民税の滞納^{超過}の所でございますが、今年度は50%計上されておりますが、特に財源獲得そういう方に市長としてもそうとうの意欲を見せておられるし、その中で去年度におきましてはその昨年度の場合は80%を見積つておつたのであります、今年の場合には64年度の50%でそれから64年度以前も50%に見積つてある。その理由をお聞かせ願います。

市 長～見積りよりも今年の方の、この滞納^{超過}の率を下げてありますのは、去年は余り見積りが過大視したためか年度未になつて執行にも非常に困った状態であつた訳です。それで特に滞納^{超過}になりますというのは取りにくくのが残つておりますので、余り過大に見積る事はどうかと思いまして専門の予算を健全に執行するという上から50%位が適当じゃないかというのでこれだけ見積りをしてある訳であります。

10番～64年度の以前のまんなら50%してもあれと思いますが、特に64年度のものを50%に計上されたそのものが、どうしてもふに落ちないでございます。特に先きの一設質問の中に天久豪太郎さんの質問の中にもこの60%を目標に努力するという回答は得られましたが、それともそろむうの食い違いが出ておるようございますが、その点お伺いします。

財政課長～64年度の徴収におきましては後整理事期間が2ヶ月ありますし、その間で滞納^{超過}の徴収におきましては60%の成績を上げるという事で前からお話し申し上げましたが、これまでの実績から考えた場合に65年度における過年度の徴収率は50%が可能であるという線でもつて、この%を出した訳であります。あくまでも前年度においては後2ヶ月60%の成績を上げる様に努力はいたしたいと思つておりますが、新年度における徴収率においては予算に計上された%が最良の線

じやないかとこういふふうに考えて予算に計上をしてあります。

10番～質問の毎に努力をします。そういう言葉がいつもかがはれて非常に喜ばしい事ではございますが、しかし努力をするといつても予算計上内に表われていないという事はその努力に報い得ないという事ではないかと思います。そこで私としては是非64年度分だけは80%の徵収を計上して載きたい。そういうような考えを持つておるのでございます。

1番～只今の財政課長の答弁は御得出来ません。一般質問の際には60%を努力すると努力するという事は徵収するというふうに私は解しております。にもかかわらず予算におきましては50%計上するという事はその分しか努力しないという事にしか結果的にはならないと思うんですが60%の徵収は不可能でございますか。

財政課長～その60%を申し上げましたのは64年度の徵税率ではありません。結局63年度以前の滞納額に対する、徵税率を60%を持って行きたいという観であります。64年度の現年度におきましては当初予算でも90%の計上になつております。あくまでもその計上率を達成するために努力しなければなりませんが、64年度或は3年度以前の過年度の分に対しては後2ヶ月の整理期間においてそれだけの結局整理したいというのでございます。

1番～結局総合的に申し上げますと64年度の滞納額は徵収し易いという事になる観ですか。そういう事になるんじやないですか。いわゆる前期の分に対しては徵収し易いにもかかわらず末年度に対しては60%と

財政課長～64年度は現年度でありますので、その中で残るという事体が結局徴収が非常に不可能なものが残つて行くというふうになりますので、その残つた分の徵税率をここに50%と上げた観です。

1番～そうすると以前の滞納額が60%という事になると、いわゆる滞納の年期が重つたのはさらに多く増えるという事はどういう事ですか。

議長～暫休憩いたします。(午後4時)

議長～再開いたします。(午後4時1分)

1番～只今の50%というのを60%に持つて行くという事は到底考えられないという御見解でございますか。

財政課長～市長の方からも先きお話しがありました様に予算技術の問題だと思いますが余りに高い見取りをした場合には予算が不執行に終る場合が

じやないかとこういふふうに考えて予算に計上をしてあります。

10番～質問の度毎に努力をします。そういう言葉がいつもうかがはれて非常に喜ばしい事ではございますが、しかし努力をするといつても予算計上内に表われていないという事はその努力に報い得ないという事ではないかと思います。そこで私としては是非64年度分だけは80%の徴収を計上して戴きたい。そういうような考え方を持つておるのでござります。

1 番～只今の財政課長の答弁は納得出来ません。一般質問の際には60%を努力すると努力するという事は徴収するというふうに私は解しております。にもかかわらず予算におきましては50%計上するという事はその分しか努力しないという事にしか結果的にはならないと思うんですが60%の徴収は不可能でございますか。

財政課長～その60%と申し上げましたのは64年度の徴税率ではありません
結局63年度以前の滞納額に対する。徴収率を60%に持つて行きたいという訳であります。64年度の現年度におきましては当初予算でも90%の計上になつております。あくまでもその計上率を達成するために努力しなければなりませんが、64年度或は3年度以前の過年度の分に対しても後2ヶ月の整理期間においてそれだけの結局整理したいというのでございます。

1 番～結局総合的に申し上げますと64年度の滞納額は徴収し易いという事になる訳ですか。そういう事になるんじやないですか。いわゆる前期の分に対しては徴収し易いにもかかわらず来年度に対しては60%と

財政課長～64年度は現年度でありますので、その中で残るという事体が結局徴収が非常に不可能なものが残つて行くというふうになりますので。その残つた分の徴収率をここに50%と上げた訳です。

1 番～そうすると以前の滞納額が60%という事になると、いわゆる滞納の年期が重つたのはさらに%が増えるという事はどういう事ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時)

議 長～再開いたします。(午後4時1分)

1 番～只今の50%というのを60%に持つて行くという事は到底考えられないという御見解でございますか。

財政課長～市長の方からも先きお話しがありました様に予算技術の問題だと思いますが余りに高い見積りをした場合には予算が不執行に終る場合が

ある。そういう面で過年度の徴収につきましては 50% の徴収が目標であるというふうに見ておる訳です。特に児童年金の額定においては 100% 見られておりますのですべてを 100% と見た場合には非常に現在の状態では予算の執行面において欠かんが出来んじやないかとそういうふうに思われる訳であります。

- 1 番～これは滞納額は非常に多くなつていて、充分その点は留意してなるべくその滞納額を少なくして戴いただきたいと考える訳ですが、去年の分で 4,800 \$ 64 年度以前で 4,700 \$ という事はもち論その前期のものがどんどん徴収された結果これが減つているという事も考えられますが、その半面 64 年度自体のいわゆる未徴収額の額がそれだけ多くなつていて、その事もいえますので、従いましてこれは 1 年間徴収を猶予しているという結果になりますので、今年 100% 見取つておるんだったら去年度分に対しても当然 100% 見取るべきじやないかというふうにこれも考えられる訳です。従つて取れないもんであるという根拠にぬきましてはまずね、そこに不当な課税をして取れないものであるのかですね、どういつた理由で取れないのか 1 つそれを説明して戴きたい。

財政課長～款種のむつかしさにおいては現在そのように当る行政区の会長さん方も或は又議員の方々もお分かりだと思いますが、今まで特に都市的な行政区においては移動人口が余りに多いとその面で納税組織が充分に作られてなかつたと、それから納税に対する奨励制度も完全になされてなかつたといろいろな原因がありますが、この市民の納税に対する精神的な面納税思想がまだまだこれまで自主納税という所まで徹底していないと、そういう面が多分に影響していると思うんです。それで徴収に付きましてはあらゆる組織なり、又精神的な面の啓もうに努力しなければなりませんが、これはそう短兵急に納税率を 100% に持つて行くという事は到底現実の状態から見た場合には不切実であり當す。それを時日をかけてあらゆる面から納税思想の啓もうを施し、それを徴収事務にたづさわる職員の向上とこういつた面でこの納税率を高めて行くより外に現在の所ないんじやないかと、こういうふうに看えます。それで今後は課種の公平なる賦課そして納税意識の強化それに納税義務者の納税思想の啓もうとこういう面から新年度は成績の向上を努力したいとこういうふうに考えておる訳であります。

- 1 番～もう 1 件伺いたします。一応 50% 目標にしてる事も納得する訳でございますが、しかばこの 4,800 庫の内ですね、実際に徴収不能と見込んでいる額は 50% であるのかですね。その辺の内訳についてもう 1 回御説明願います。

財政課長～この件につきましてはいわゆる

ある。そういう面で過年度の徴収につきましては50%徴収が目標であるというふうに見ておる訳です。特に又現年度の調定においては100%見られておりますのですべてを100%と見た場合には非常に現在の状態では予算の執行面において欠かんが出るんじやないかとそういうふうに思われる訳であります。

1番～これは滞納額は非常に多くなつてますので充分その点は留意してなるべくその滞納額を少なくして戴だきたいと考える訳ですが、去年の分で4,800 \$ 64年度以前で4,700 \$ という事はもち論その前期のものがどんどん徴収された結果これが減つているという事も考えられますが、その半面64年自体のいわゆる未徴収の額がそれだけ多くなつていていう事もいえますので、従いましてこれは1年間徴収を猶予しているという結果になりますので、今年100%見積つておるんだったら去年度分に対しても当然100%見積るべきじやないかというふうにこれも考え方される訳です。従つて取れないもんであるという根拠になきましてはですね。そこに不当な課税をして取れないのかあるのかですね、どういつた理由で取れないのか1つそれを説明して戴きたい。

財政課長～徴収のむつかしさにおいては現在そのしように当る行政区の会長さん方も或は又議員の方々もお分りだと思いますが、今まで特に都市的な行政区においては移動人口が余りに多いとその面で納税組織が充分に作られてなかつたと、それから納税に対する奨励制度も完全になされてなかつたいろいろ原因がありますが、この市民の納税に対する精神的な面納税思想がまだまだこれまで自主納税という所まで徹底していないと、そういう面が多分に影響していると思うんです。それで徴収につきましてはあらゆる組織造り、又精神的な面の啓もうに努力しなければなりませんが、これはそう短兵急に納税率を100%に持つて行くという事は到底現実の状態から見えた場合には不能事であります。それを時日をかけてあらゆる面から納税思想の啓もうを発、そして徴収事務にたづさわる職員の向上とこういつた面でこの納税率を高めて行くより外に現在の所ないんじやないかと、こういうふうに考えます。それで今後は課税の公平なる賦課そして納税組織の強化それに納税義務者の納税思想の啓もうとこういう面から新年度は成績の向上を努力したいとこういうふうに考えておる訳であります。

1番～もう1件お伺いいたします。一応50%目標にしてる事も納得する訳でございますが、しかばこの4,800 \$ の内ですね、実際に徴収不能と見込んでいる額は50%であるのかですね。その辺の内訳についてもう1回御説明願います。

財政課長～この件につきましてはいわゆる

1 番～いわゆる払う方はあるんだが只今の納税思想の低下によって当局が諦めすれば払うとしかし期限内には持つて来ないという意味の諦めになつてゐるのかですね、それと実際に課税はしたものの当人にとつて、それだけ払う能力がないというような内情のものであるかですね、そこを1つ御説明願います。

財政課長～前にも申し上げましたように滞納件数は1万2千～3千位いだつたと思いますが、これを個人別に徵収可能成は他の理由によつて不可徴といふふうに今徹底更員の方で細別をしております。それでその理由はいろいろあると思いますが、それが現在整理させつつあります。その結果を見まさんと何%の徵収可能かという事はちよつとまいりませんが、そうとうの不納欠損額が出るというふうに考えております。

1 番～それで良く分りました。一応その資料を1つ早めに作成せられまして徵収可能に付ましては100%徴収して貰だきますように要請申し上げます。

10番～今の件でまだすつきりしておりませんので、去年は80%の目標をおきながら今年は特に更員も増しながら去年より下つて50%にしたというその理由が分りませんのでもう1度説明を願いたいと思います。

市長～去年は余りに過大に見積りしてあつたと、これは事実であります。実は9月のほう船の支払いの頃非常に困つてこれ、どうなるかというふうな所まで来ています。それで去年のように過大に見積りをすると予算の執行に困りますので、今年度特に滞納難越になつてゐるような税金はむつかしいものが残つているので、余り過大想する頃にはいかないのでこれをこの程度でおさえようというので10%を見積つてある訳であります。

10番～毎年、年を追うように去年は当局全体もその滞納について確たる処置もやむを得ないとそういう大きな意識を持つて運営されておつたようではざいますが、今年になつて急に何か弱つたような感じがします。いわゆるそういう目標でこの前年64年度は8.0%を目標にされたのでございますが、今年はそこが玉歩下つて5.0%に沈つてしまつて何か努力が見られない様な感じがします。これは何かの数字関係の数字を表らわすための單なる5.0%をしたもんではありませんが、答弁ないものとして私は質問は終ります。

16番～10番さんとも関連もありますが、その前に前年費の当初予算額とする場合と今年度の予算額と作業に当りまして、市長の答弁の中には64年度の予算額とする場合には過大見積りによつて執行不可能な所まで来ているとそらあつしやつておられます。去年の予算説明書を見てその今年度の予算説明と比較した場合に課税標準の均毎割に対象

1 番～いわゆる払う力はあるんだが只今の納税思想の低下によつて当局が請求すれば払うとしかし期限内には持つて来ないという意味の滞納になつているのかですね。それと実際に課税はしたものの当人にとつて、それだけ払う能力がないというような内容のものであるかですね。そこを1つ御説明願います。

財政課長～前にも申し上げましたように滞納件数は1万2千～3千位いだつたと思いますが、これを個人別に徴収可能或は他の理由によつて不可能というふうに今徴税吏員の方で細別をしております。それでその理由はいろいろあると思いますが、それが現在整理させつつあります。その結果を見ませんと何%の徴収可能かという事はちよつとまいりませんが、そうとうの不納欠損額が出るというふうに考えております。

1 番～それで良く分りました。一応その資料を1つ早めに作成せられまして徴収可能に付ましては100%徴収して戴だきますように要望申し上げます。

10番～今の件でまだすつきりしておりませんので、去年は80%の目標をおきながら今年は特に更員も増しながら去年より下つて50%にしたといふその理由が分りませんのでもう一度説明を願いたいと思います。

市長～去年は余りに過大に見積りしてあつたと、これは事実であります。実は9月のほう給の支払いの頃非常に困つてこれ、どうなるかというふうな所まで来ています。それで去年のように過大に見積りをすると予算の執行に困りますので、今年度特に滞納線越になつてゐるような税金はむつかしいものが残つてゐるので、余り過大視する訳にはいかないのでこれをこの程度でおさえようというので50%を見積つてある訳であります。

10番～毎年、年を追うように去年は当局自体もその滞納については確たる処分もやむを得ないと至らういう大きな態度を持つて置まれておつたようですが、今年になつて急に何か弱つたような感じがします。いわゆるそういう目標でこの前去年64年度は80%を目標にされたのですが、今年はそこが1歩下つて50%になつてしまつて何か努力が見られない様な感じがします。これは何かの数字関係の数字を表らわすための単なる50%をしたもんではありませんが、答弁ないものとして私は質問は終ります。

16番～10番さんとも関連もありますが、その前に前年度の当初予算編成する場合と今年度の予算編成作業に当りまして、市長の答弁の中には64年度の予算編成をする場合には過大見積りによつて執行不可能な所まで来ているとそうおつしゃつておられます。去年の予算説明書を見てその今年度の予算説明と比較した場合に課税標準の均等割に対象

となる人口が3,200名の新年度の予算は増えております。それから個人の所得におきまして現年度の85万円に対して3百2万6千円と約3.6倍の増になつております。そういう場合に去年はその計上率の90%おさえても予算不執行におちいつたと、しかしながら新年度予算を見ました場合にそれだけの課税標準と均等割となる対象の人口それから所得においても3.7倍の3百2万円というふうな数字の所得の100%をおさえて新年度予算に計上してありますけれども、果して現年度において90%おさえても執行不可能な状態に至っているとこの新年度予算は所得において3.7倍標準課税の均等割の対象となる人口においても3,200名増えていると、しかも計上率も100%おさえて、そういう場合にはたしてこの新年度予算が非常に疑問を持たれる況でございますが、それについての提案者の御説明をお願いします。

市長～先づ私しが申上げましたのと、今の16番議員さんのおつしやるのと、こちらのくるいが結局同です。他の部面においては精一杯見積りしております。特にこれまでの去年みたいに過大視する誤にいかるいので特に過年度収入というものがむつかしいものが残つておるので、これをこの程度に下げて見積りつてある誤であります。外の面においては精一杯見積りられております。みんな精一杯見積りたならば去年以上の苦しみが執行において苦しみ、不可能じやなしに去年は一応先づき課長がお話をしましたようにそちらで賛同週間を設けて活動してもらつて又自治会長の方にもお願いしてようやく今月の支払いなんかもやつたようななかつこうでありますので、今先おつしやる様に5年度の予算においても外の部面においては精一杯見積りつてありますので、特にとの面においては80%というものは無理じやないかという事でこれだけ見積りつてあるという事であります。

16番～私しが先づき質問した趣旨からポイントが大部はずれているようではあります。私は補助金の事は聞いておりません。新年度予算の予算編成に当つて、その見積りとなる課税標準額自体、課税標準額自体が去年の人口において3,200名増えている所得において217万円も市民がそれだけ所得が多くなつた様に見積りはされておる。去年はですね、現年度、新年度予算所得においてですね、住民の所得において217万円も多く見積りつておられます。65年度予算ですよ、それから人口の方も3,200名多く見積りつておられます。均等割の人口ですね。しかし去年の場合には90%しか見積りはされておりません。しかし65年度予算においてはその計上でさえ60%見積りられておる。だからそれで執行出来るかどうかなんですね。この所得の算定の基礎はどこから出たかどうか去年の予算書の説明書を見ればお分かりだと思います。

議長～暫休憩いたします。（午後4時17分）

議長～再開いたします。（午後4時20分）

となる人口が3,200名の新年度の予算は増えております。それから個人の所得におきまして現年度の85万\$に対して3百2万6千\$と約3.6倍の増になつております。そういう場合に去年はその計上率の90%おさえても予算不執行におちいつたと、しかしながら新年度予算を見ました場合にそれだけの課税標準と均等割となる対象の人口それから所得においても3.7倍の3百2万\$というふうな数字の所得の100%をおさえて新年度予算に計上してありますけれども、果して現年度において90%おさえても執行不可能な状態に至っているとこの新年度予算は所得において3.7倍標準課税の均等割の対象となる人口においても3,200名増えていると、しかも計上率も100%おさえて、そういう場合にはたしてこの新年度予算が非常に疑問を持たれる訳でございますが、それについての提案者の御説明をお願いします

市長～先づ私が申上げましたのと、今の16番議員さんのおつしやるのと、こちらのくるいが結局同です。他の部面においては精一杯見積つております。特にこれまでの去年みたいに過大視する訳にいかたいので特に過年度収入というものがむつかしいものが残つておるので、これをこの程度に下げて見積つておる訳であります。外の面においては精一杯見積られております。みんな精一杯見積つたならば去年以上の苦しみが執行において苦しみ、不可能じやなしに去年は一応先づ課長がお話しましたようにそちらで督励週間を設けて活動してもらつて又自治会長の方にもお願いしてようやく今月の支払いなんかもやつたようなかつこうでありますので、今先おつしやる様に5年度の予算においても外の部面においては精一杯見積つてありますので、特にこの面においては80%というのは無理じやないかという事でこれだけ見積つてあるという事であります。

16番～私が先づ質問した趣旨からポイントが大部はずれているようではあります。私は滞納督促額の事を聞いておりません。現年度予算の予算編成に当つて、その見積りとなる課税標準額自体・課税標準額自体が去年度の人口において3,200名増えている所得において217万\$も市民がそれだけ所得が多くなつた様に見積りはされておる。去年はですね、現年度、新年度予算所得においてですね、住民の所得において217万\$も多く見積つておられます。65年度予算ですよ、それから人口の方も3,200名多く見積つておられます。均等割の人口ですね。しかし去年の場合は90%しか見積りはされておりません。しかし65年度予算においてはその計上でさえ60%見積られておる。だからそれで執行出来るかどうかなんですね。この所得の算定の基礎はどこから出たかどうか去年の予算書の説明書を見ればお分りだと思います。

議長～暫休憩いたします。（午後4時17分）

議長～再開いたします。（午後4時20分）

1 番～先程の質問と関連しますが、100%徴収を見込んでおられますけれど、調定見込額をそうとう切下けて計上されておるのか。

財政課長～これも調定見込額の100%です。

1 番～これも100%ぎりぎり一杯のいわゆる徴税率の100%という事でありますと、先程の質問もそうであつたんですが、現実には徴収不可能だというふうにおつしやつておりますが、実際にこの100%徴収不可燃やさやや未だに出来る限りをさぎいますか。それがあれ希望とですね、現実の問題というのは充分はあくしていただきんと後でこれだけ予算を組んだんだが実際には金は入って来ないと、従つて執行が不能になるという事は考えられますので、そこははつきり1つ所信を表明して戴だきたい。

市 長～今ですね調定とそれから予算見積りですね、去年は調定の90%に見積つてあつたのが実際になると100%になつておると、それで困つたんです。今度の場合は去年の実績をそのまま持つて来て100%徴収するものとしてありますが、実際を見ますといふと、今までに充分キナッサ出来なかつたのが今度は頗らしく調定して譲られるのが出て来はせんかと、これは正直に申し上げますと、特に移動人口の多い所では地域で今のような行政区でない前のとびとびの場合は充分キナッサ出来なかつたんだが今度の場合はキナッサ出来るもんが出て来はせんかと、そうなればこれはすぐ今度から徴税も出来ますので、そういう所は余ゆうがあると思います。今の所は去年の実績によつてそのままの100%出来るものとして今の見積りはしております。

1 番～それで100%徴税には充分自信がござりますですね。

市 長～額においてはですね、%は実際調定してしまわんというと、これ以上に調定額は上るかも知れませんがね。

1 番～そうなりますと、調定見込額というのは実質に問題が出てくる所ですから私がはつきりお聞きしておるのはその辺の所。

市 長～調定をいくらか上げておくか或は調定を実績でおさえておいて予算をそこに一杯にまで作つて行くかという事になりますが、今私の言うことはですね、調定はもつと審議の可否はあると思うんです。去年の実績しかおさえてありませんから。

1 番～10%にして徴収をして下さい。

1 番～この税の問題になりますと、議会のたびに論議がかわされます。これは当然の事であります。財政確立に重要なからであります。そ

1 番～先程の質問と関連しますが、100%徴収を見込んでおられますけれど、調定見込額をそうとう切下げて計上されておるのか。

財政課長～これも調定見込額の100%です。

1 番～これも100%ぎりぎり一杯のいわゆる徴税率の100%という事でありますと、先程の質問もそうであつたんですが、現実には徴収不可能だというふうにおつしやつておりますが、実際にこの100%徴収不可能だせやうな所に出来る訳でござりますか。それぞれ希望とですね、現実の問題というのは充分はあくしていただきんと後でこれだけ予算を組んだんだが実際には金は入つて来ないと、従つて執行が不能になるという事は考えられますので、そこははつきり1つ所信を表明して戴だきたい。

市長～今ですね調停とそれから予算見積りですね、去年は調停の90%に見積つてあつたのが実際になると100%になつておると、それで困つたんです。今度の場合には去年の実績をそのまま持つて来て100%徴収するものとしてありますが、実際を見ますというと、今までに充分キヤッチ出来なかつたのが今度は新らしく調停して課されるのが出て来はせんかと、これは正直に申し上げますと、特に移動人口の多い所では地域で今のような行政区でない前のとびとびの場合は充分キヤッチ出来なかつたんだが今度の場合はキヤッチ出来るもんが出て来はせんかと、そうなればこれはすぐ今度から徴税も出来ますので、そういう所は余裕があると思います。今の所は去年の実績によつてそのままの100%出来るものとして今の見積りはしてあります。

1 番～それで100%徴税には充分自信がございますですね。

市長～額においてはですね、%は実績調定してしまわんというと、これ以上に調定額は上るかも知れませんがね。

1 番～そうなりますと、調定見込額というのは実質に問題が出てくる訳ですから私がはつきりお聞きしておるのはその辺の所。

市長～調定をいくらか上げておくか或は調定を実績でおさえておいて予算をそこに一杯にまで作つて行くかという事になりますが、今私の言うことはですね、調定はもつと審議の可能はあると思うんです。去年の実績しかおさえてありませんから。

1 番～10%にして徴収をして下さい。

5 番～この税の問題になりますと、議会のたびに論議がかわされます。これは当然の事であります。財政確立に重要であるからであります。そこ

市長～で市長にお尋ねいたしますが、才入確保に最善の努力を払う気構えがありますか・財政課長も市長も総務課長以上全部才入確保ですね・最善の努力を払うお考えがありますか・

市長～はい・

5番～その前提で質問し、その前提で答弁して下さい・市税の才入の面で今まで滞納額越分についてそうとう質疑応答なされました・過年度分収入に全部1年ずつ並べてあります・仲良く私が持つておる資料によりますと4ヶ月前の2月29日現在で未徴収が2万9千円余りあります・従つて今日までに4ヶ月なつて挙りますがその2万9千円余りは全部徴収されたのであるか・まず最初にこれから御説明を願います概算でもよろしいですから・

市長～その状況については、課長の方から答えさせて戴だきます・

財政課長～過年度分というものは当然前年度で課されるべき税金であつたものが課税もれになつて次年度内において発見されて、課税をされておるもののが過年度分であります・

5番～それはそうでありますが、それじや滞納額越分というのは何年分まで含まれておりますか・

財政課長～滞納額越分は64年度以前のものが滞納額越分に入る段であります

5番～64年から63年、62年とありますね・何年から何年度分までが入つておりますか・

財政課長～59年から64年度までの分が含まれております・

5番～59年度からですか・そうすると・

財政課長～その中には時効にかかるのがあるし、それを除いた64年度以前の滞納額というふうになつております・

5番～59年度から63年度までの2月29日現在において2万9千余りの滞納があります・そこで今の御説明によりますと、59年度分以降の滞納が計上されている段であります・そうすると先程から関連しておりますが、不納欠損額として時効にかかるいわゆる時効にかかるから不納欠損額として取りあつかわなくちやいかないと、こういうふうに認定された資料でありますか・当局に私がそう申し上げるのは、

財政課長～64年度の換算において不納欠損額になるというものがあり今整理中であります・

で市長にお尋ねいたしますが、才入確保に最善の努力を払う気構えが
ありますか。財政課長も市長も総務課長以上全部才入確保にですね。
最善の努力を払うお考えがありますか。

市長～はい。

5番～その前提で質問し、その前提で答弁して下さい。市税の才入の面で只
今まで滞納額越分についてそうとう質疑応答なされましたか、過年度
分収入に全部1番ずつ並べてあります。仲良く私が持つておる資料に
ありますと4ヶ月前の2月29日現在で未徴収が2万9千\$余りあり
ます。従つて今日までに4ヶ月なつてありますかがその2万9千\$余り
は全部徴収されたのであるか。まず最初にこれから御説明を願います
概算でもよろしいですから。

市長～その状況については、課長の方から答えさせて戴だきます。

財政課長～過年度分というものは当然前年度で課されるべき税金であつたもの
が課税もれになつて次年度内において発見されて、課税をされておる
というものが過年度分であります。

5番～それはそうでありますが、それじや滞納額越分というのは何年分まで
含まれておりますか。

財政課長～滞納額越分は64年度以前のものが滞納額越分に入る訳であります

5番～64年から63年、62年とありますね。何年分から何年度分までが
入つておりますか。

財政課長～59年から64年度までの分が含まれております。

5番～59年度からですか。そうすると。

財政課長～その中には時効にかかるのがあるし、それを除いた64年度以前の
滞納額といふふうになつております。

5番～59年度から63年度までの2月29日現在において2万9千余りの
滞納があります。そこで今の御説明によりますと、59年度分以降の
滞納が計上されている訳ですね。そうすると先程から関連しております
が、不納欠損額として時効にかかるいわゆる時効にかかるから不納
欠損額として取りあつかわなくちやいかないと、こういうふうに認定
された資料でもありますか、当局に私がそう申し上げますのは、

財政課長～64年度の決算において不納欠損額になるというものが只今整理中
であります。

5 番～現在整理中でございますか、そうすると先程から70%計上のいわゆるどうしてそれを割り出したかという問題が中心になる段であります、先き午前中の案件にも関連して来ます、内部で当然確保すべき財源を理由もなくて放棄するという事は先程予め市長にお尋ねしました様に才入を獲得するという態度からこれは離れて来ます、才入を是非確保するという信念があればこの点は確実な資料にした基礎がなくちやいかんはずであります、過去の分は仕方がなかつたから納める人だけを納めさせて後はそのまま放つたらかすという事は後の賦課徴収は公平でなくちやいかんという原則に反するものであります、納める人には納めさせて納めない人はそのまましておくという事は完全に不公平であります、これはそこで4名の増員をすでに換まっておりましたし来年度に新年度におきまして本然のすがたに戻る事が出来る予想しておりますか、この税務行政に関する限りでもよろしいですから内部規制の問題であります、例えば本議会が成立してからいわゆる1昨年10月以降ですか、たとえその問題が論議されておりますが、一向に予期した様な改善はされていないような印象を受けます、これは印象ではなくて明らかに数字が示しております、あくまで今後財政需要もそうとう延びて行きますし、それに見舞う財源の確保は当然その間に努力が必要でありますが、いくら議会からこうあらねばいかないというふうに指摘されてもいくらか改善は認めますが、まだまだ当局としては本気で取つ組んでいるというふうには見受けられません、只議会の質問の時に適当に答えておいて、その場限りのいわゆるやり方ではどうしてもこれは前述はおぼつかないと思ひます、ですから担当課長だけに限らず、そういう重要な問題でありますから宜野湾市の財源をつかさどる問題でありますから、総務課長以上は全部その辺の処方に1つ予かを利用して必要があれば自ら乗り出して行つて全部処理して戴きたいと思うんですが、そのお考えはありませんか。

市長～そういたしたいと思います。

5 番～応その気構えを私は覚えておきますから、皆さんも忘れないで1つがんばって下さい。

4 番～気軽に御答弁願います、先程から当局は現行年度における当初の予算においては、過大見積りをしたんだという事をおつしつておりますがこれは当初においては過大じやなくて適正な目標額、見積額だという事で議会はそのまま承認したというふうに考へておりますが、しかし結果において見積りしただけの額は確保出来なかつたという事は結論であります、そこで当然適正な予算執行をするためには中途においても予算構成は可能であります、そこでたとえず適正な予算の執行をするためには当然その都度々々はつきりすべきではないかというふうに考へております、過去1ヵ年における過大評価、当時は適切な評価だと見張りだという事であります、なぜ結果において過大な評価に

5 番～現在整理中でございますか。そうすると先程から50%計上のいわゆるどうしてそれを割り出したかという問題が中心になる訳であります。先程午前中の案件にも関連して来ますが、内部で当然確保すべき財源を理由もなくて放棄するという事は先程予め市長にお尋ねしました様に才入を確保するという態度からこれは離れて来ます。才入を是非確保するという信念があればこの方は確実な資料にした基礎がなくちやいかんはずであります。過去の分は仕方がなかつたから納める人だけを納めさせて後はそのまま放つたらかすという事は税の賦課徴収は公平でなくちやいかんという原則に反するものであります。納める人には納めさせて納めない人はそのまましておくという事は完全に不公平であります。これはそこで4名の増員をすでに決まっておりましたし来年度に新年度におきまして本然のすがたに戻る事が出来る予想しておりますか。この税務行政に関する限りでもよろしいですから内部態制の問題であります。例えば本議会が成立してからいわゆる1昨年10月以降ですか、たまにその問題が論議されておりますが、一向に予期した様な改善はされていないような印象を受けます。これは印象ではなくて明らかに数字が示しております。あくまで今後財政需要もそうとう延びて行きますし、それに見舞う財源の確保は当然その間に努力が必要でありますが、いくら議会からこうあらねばいかないというふうに指摘されてもいくらか改善は認めますが、まだまだ当局としては本気で取つ組んでいるというふうには見受けられません。只議会の質問の時に適当に答えておいて、その場限りのいわゆるやり方ではどうしてもこれは前進はおぼつかないと思います。ですから担当課長だけに限らず、もう重要な問題でありますから宜野湾市の財源をつかさどる問題でありますから、総務課長以上は全部その滞納の処方に1つ何かを利用して必要があれば自ら乗り出して行つて全部処理して載きたいと思うんですが、そのお考えはありますか。

市長～そういたしたいと思います。

5 番～一応その構えを私は覚えておきますから、皆さんも忘れないで一つがんばつて下さい。

4 番～気軽に御答弁願います。先程から当局は現行年度における当初の予算においては、過大見積りをしたんだという事をおつしつておりますがこれは当初においては過大じやなくて適正な目標額、見積額だという事で議会はそのまま承認したというふうに考えておりますが、しかし結果において見積りしただけの額は確保出来なかつたという事は結果論であります。そこで当然適正な予算執行をするためには中途においても予算構成は可能であります。そこでたえず適正な予算の執行をするためには当然その都度々々はつきりすべきではないかというふうに考えております。過去1ヶ月における過大評価、当時は適切な評価だと見積りだという事でありました。なぜ結果において過大な評価に

2番～要つたかどうか過大の見積りに要つたかどうかその理由について御説明願います。尚又あと1点1目の市民税でありますが、所得額の課税標準額が3,026,000円という額になっております。これの算定した根拠について御説明願います。その2点についてよろしくお答え願います。

市長～始めのものの最初に予算に取る場合には調定の約90%を見積つて予算には取つた訳でありますが、実際これを当つて1ヶ年の収入を見て見ますと、結局調定と調定の額と実際賦課した90%じゃなしに、ざりぎりの額100%を見積つておつたような形になりましたので、これは私たちが昨年の見当が違つておつたといわゆる90%で間に合つたを100%に見積つておつたという事で過大額しておつたという事を申し上げた訳であります。それから2番目の市民税のどの数字ですか説明書の方について課長の方から要つてお答えします。

財政課長～お手許に資料をお配りしておりますが、その資料に記されております。

財政課長～今までの市民税の賦課件数が6,798件でございます。その実際の総数です。これは納稅義務者の数であります。件数は46件余りであります。その中に納稅義務者が6,798名になっております。それで賦課件数の4,600世帯の実際の住民総数による7,300件とはそこに2,700件もその差がござります。それで今度の市民税の課税標準にはこのもれた2,000件余りを調査徹底して均等額を課税すると、そういう面で給与所得、それから農業関係の他の所得それから事業所得いわゆるそういう所得の項目を増やしてございます。これは今までの実績から平均差を出しまして標準の算定はしてあります。免除の方もそういう面で増になつた人員割り振りしまして今までの実績からそれを免除額を出してあります。その中で農業所得でございますが、他の方は実際に申告されまして課税した額が6万7千3百5拾3圓で農業セシスによる総数が74,791とあまり差はありません。それから他の方が6.4年度の課税総数が553,260坪であります。これは1,179,000坪もありますので、その面に課税対象を回しておる訳であります。この所得の面で去年6.4年度の実績が3,676,000円余りであります。今年度の所得の課税対象のはあくによつては5,241,000円、これを見積つております。

4番～市の統計資料に基づく市民1人当たりの所得額をだえず出しておりまですが、それとの額との開きはどうなつておられますか。それから委員会議題の場合2,700世帯が課税もれになつておるという事実をつかみましたが、これについて今度この課税の対象により込まれてかかるどうか、それについてお伺いし奉ります。

變つたかどうか過大の見積りに變つたかどうかその理由について御説明願います。尚又あと1点1目の市民税でありますが、所得割の課税標準額が3,026,000. \$という額になつております。これの算定した根拠について御説明願います。その2点についてよろしくお答え願います。

市長～始めのものの最初に予算に取る場合には調定の約90%を見積つて予算には取つた訳であります。実際これを当つて1ヶ月の収入を見て見ますと、結局調定と調定の額と実際賦課した90%じやなしに、ぎりぎりの総100%見積つておつたような形になりましたので、これは私たちが昨年の見当が違つておつたといわゆる90%で間に合うのを100%に見積つておつたという事で過大視しておつたという事を申し上げた訳であります。それから2番目の市民税のどの数字ですか説明書の方について課長の方から變つてお答えします。

財政課長～お手許に資料をお配りしておりますが、その資料に明記されております。

財政課長～今までの市民税の賦課件数が6,798件でございます。その実際の総数です。これは納税義務者の数であります。件数は46件余りであります。その中に納税義務者が6,798名になつております。それで賦課件数の4,600世帯の実際の住民総数による7,300件とはそこに2,700件もその差がございます。それで今度の市民税の課税標準にはこのもれた2,000件余りを調査徹底して均等割を課税すると、そういう面で給与所得、それから農業関係の畠の所得それから事業所得いわゆるそういう所得の項目を増やしてございます。これは今までの実績から平均差を出しまして標準の算定はしてあります。控除の方もそういう面で増になつた人員割りよりしまして今までの実績から%を控除額を出してあります。その中で農業所得でございますが、他の方は実際に申告されまして課税した総額が6万7千3百5拾3通で農業センダスによる総数が74,791とあんまり差はありません。それから畠の方が64年度の課税総数が553,260坪でありますが、これは1,179,000坪もありますので、その面に課税客体を回しておる訳であります。この所得の面で去年64年度の実績が3,676,000 \$余りでありますが新年度の所得の課税客体のはあくによつては5,241,000 \$、これを見積つております。

4番～市の統計資料に基づく市民1人当たりの所得額をたえず出しておりますが、それとこの額との開きはどの程度になつておりますか。それから委員会活動の場合2,700世帯が課税もれになつておるという事実をつかみましたが、これについて今度この課税の対象におり込まれているかどうか、それについてお伺いし暮す。

市長～市の統計資料にそれが出ているかをたしかめる段ですか、それと同時に

4 番～その1件ともう1件2,700世帯が課税もれになつてゐるという事実を聞いておりますが、その分はこの中に含まれてゐるかどうか、

財政課長～その方の2,000世帯余りを含んで個人も納稅義務者も9,860件であります。

4 番～現行年度の件数はいくらになりますか、

財政課長～世帯にしますと4,600件余りであります、納稅義務者は6,798名

4 番～只今の9,800件というのは納稅義務者ですか、

財政課長～そうです。

4 番～世帯数にして

財政課長～世帯数にして6,600件余りです。

4 番～そうすると、今度の財政課の職員にともなつて過去に2,700世帯が課税もれになつておつた分を完全にはあくして課税するという事であります、そししますと自然増も合せると、このもれた分はこれだけが全部は含まれてないという事になりますが、何枚位が見積られておりますか、

財政課長～74枚です。

4 番～はい分りました。

議長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～定刻5時でありますが、暫く時間延長したいと思いますが、御異議ございませんか、(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時5分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれをもつて終ることにいたします、尚明日は午前10時より再開いたします。

散会(午後5時6分)

市長～市の統計資料にそれが出てるかをたしかめる訳ですか。

4番～その1件ともう1件2,700世帯が課税もれになつてるという事実を聞いておりますが、その分はこの中に含まれているかどうか。

財政課長～その方の2,000世帯余りを含んで個人も納税義務者も9,860件あります。

4番～現行年度の件数はいくらになりますか。

財政課長～世帯にしますと4,600件余りでありますが、納税義務者は6,798名

4番～只今の9,800件というのは納税義務者ですか。

財政課長～そうです。

4番～世帯数にして

財政課長～世帯数にして6,600件余りです。

4番～そうすると、今度の財政課の職員にともなつて過去に2,700世帯が課税もれになつておつた分を完全にはあくして課税するという事でありますたが、そうしますと自然増も合せると、このもれた分はこれだけが全部は含まれてないという事になりますが、何%位いが見積られておりますか。

財政課長～74%です。

4番～はい分りました。

議長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～定刻5時でありますが、暫く時間延長したいと思いますが、御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時5分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれをもつて終ることにいたします。尚明日は午前10時より再開いたします。

散会(午後5時6分)